

研究所報

2017年3月 No.155

子どもの権利条約が根づいた学校づくりを めざす実践事例集



静岡県教職員組合立教育研究所
子どもの権利条約推進委員会

目次

発刊によせて 「こどもの権利条約が根づいた学校づくりを」	1
こどもの権利条約（概要）と関連する実践事例	3
組合員のみなさんへ：教育実践募集のお知らせ	6
実践事例	
学校におけるLGBT〈中学校〉	8
子どもの意見表明権を尊重したドッジボールラリーのとりくみ〈小学校〉	12
一人一人を大切にした算数指導〈小学校〉	16
誰もが傷つかない情報モラルを考える実践〈中学校〉	20
特別支援学級生徒の部活動参加について〈中学校〉	22
ポートフォリオを通して児童の自己肯定感を高める実践〈小学校〉	26
どの子も自分が好き！友だちが好き！学校が好き！と思える学級づくりをめざして ～学級が自分の居場所と感じられるようにするために～〈小学校〉	28
誰でも どこでも 今すぐできる 自己肯定感を高める実践〈小学校〉	32
「ありがとう・いいね」カードのやり取りを行い、自己肯定感を高める実践〈小学校〉	36
子どもの健やかな成長のために、学校ができること〈小学校〉	38
「認め合い」を通して自己肯定感を育てる実践 ～個人ポストのとりくみを通して～〈小学校〉	42
子どもの自己肯定感を高めるための実践 ～子どもたちの真の居場所をつくる～〈小学校〉	46
「相手に思いを伝えよう」非言語コミュニケーション力を高める実践 ～思いやりの心を育てる～〈小学校〉	48
一人の教員から見える外国人児童生徒に対する福祉〈中学校〉	50

実践執筆所員

土屋 健作（賀茂支部）	相原由紀江（田方支部）
末吉 浩嗣（東豆支部）	伊藤 大介（三島支部）
篠原 俊哉（沼津支部）	亀田 聡（駿東支部）
望月 翔平（静清支部）	堀江 世界（静清支部）
原田 成介（志太支部）	松浦 静治（榛原支部）
鴻野 勇希（小笠支部）	久保 渉（磐周支部）
古橋 孝文（浜松支部）	佐藤 健一（湖西支部）



「子どもの権利条約が根付いた学校づくりを」

静教組立教育研究所

静教組立教育研究所「子どもの権利条約推進委員会」は、2003年度それまでの「子ども研究委員会」から2004年度新たな名称でスタートした研究委員会です。

2000年代に入り、子どもたちのいじめやいじめに起因した子どもたちの自死、インターネットの急速な普及による様々なできごと等、子どもたちの人権に関わる問題が多発しました。私たち教職員が子どもたちと向き合う際、大原則として考えなくてはならないことは子どもたちの人格を尊重し、人権を守り、生命を育むことです。

そこで、教育研究所では、子どもの権利が明確に謳われており、1994年に日本も批准した「子どもの権利条約（正式名は、児童の権利に関する条約）」を通して、私たち教職員が子どもたちの人権について学び、人権を守る教育実践をすすめる、広げようという目的で、「子どもの権利条約推進委員会」を立ち上げました。以来、子どもの権利条約推進委員会は、“**子どもの権利条約の精神や内容が根付いた学校づくり**”をめざし、組合員である所員の先生方の教育実践を通して、子どもたちの人権をどのように守り、保障するかについて実践的研究をすすめてきました。本所報にも、所員の学校現場での教育実践を掲載されています。

本所報をご覧ください、子どもの権利条約について研修を深めていただくとともに、ぜひ自ら教育実践を行っていただければと思います。



グループワークで実践を検討

1 所報の構成と見方

本所報は、14人の所員の教育実践を掲載してあります。3ページ、4ページ、5ページは、子どもの権利条約の条文と所員の実践例のつながりが一目でわかるようにしてあります。ここを見てくださいと、子どもの権利条約が根付いた学校づくりをめざし、所員が様々な教科や領域で実践を行っていることがわかります。初めから順に読みすすめるという研修方法もありますが、例えば第12条の「意見表明権」の実践である12ページ、16ページ、50ページから見始めるというスタイルも研修の方法だと思います。ぜひ気軽にお読みいただき、分会の仲間と話し合ったり、積極的に実践したりしていただければうれしく思います。

19ページと41ページには、子どもの権利条約の内容に関することを掲載しました。子どもの権利条約の構造や内容がコンパクトに説明されています。

2 所報の活用の仕方

まずは、個人としての実践の場合です。

たとえば、子どもの権利条約第12条「意見を表す権利」を具体化した授業実践です。12ページをご覧ください。この実践は、子どもは意見を表明する権利をもっているので、子どもがその権利を行使し、子どもたち主体の活動を創りあげようという意図のもとに行われた学級活動の実践です。

実践者の意図は、1 実践への思い・考えの上から4行目にあるとおりです。実践者は、「このとりくみを教員から押しつけにすることなく、子どもたちの主体的なとりくみにし、自治的な学習生活を送る一助にすべく、体育主任として、また、学級担任としてとりくんだ。」という思い・考えのもとに授業実践をしました。このようなとりくみは、多くの先生方が実践されていると思います。普段から先生方が意図や思いをもってとりくんでいる授業実践を、子どもの権利条約というフィルターを通して考えれば、子どもの人権を守り、保障するという授業づくりの新たな視点が見つかると思います。

次に、単組・支部や分会での学習会での活用の場合です。

子どもの権利条約は、子どもたちの人権を謳った条約です。私たち教職員には、子どもたちの人権を尊重し、守り、保障した教育活動を行うことが求められます。したがって、子どもの権利条約の趣旨や精神を学び、条約の内容等を知することは教職員としてとても大切なことと言えます。

そこで、単組・支部の委員会、分会会議や分会学習会の際、本所報を使って子どもの権利条約について学習を深めていただきたいと思います。たとえば、実践事例の一つを全員で輪読をしたり、単組・支部役員、分会長、所員が実践事例を説明したりする学習方法が考えられます。そのほか、様々な工夫した学習会を計画してみてください。

この所報は、所員の先生方の実践事例を掲載し研究をまとめることを目的に作成しているのではなく、所員の先生方の実践事例をもとに、各分会での先生方の実践が広まり、深められることが最大の目的です。ぜひ、意欲的、主体的な学習会と実践をお願いします。

【おわりに】

6 ページ、7 ページをご覧ください。

これは、組合員から「子どもの権利条約が根付いた学校づくりをめざす実践」を募集するというお知らせです。詳しくは、お読み取りください。

単組・支部の役員のみなさまには組合員への情宣をお願いします。各分会では分会会議や学習会の中で、ぜひ話題にいただき、組合員の方々の積極的なとりくみをお願いします。



子どもの権利条約（概要）と関連する実践事例

第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。

第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

・学校における LGBT …………… 〈中学校〉 P8

第3条【子どもにもっともよいことを】

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

・一人の教員から見える外国人児童
生徒に対する福祉 …………… 〈中学校〉 P50

第4条【国の義務】

第5条【親の指導を尊重】

第6条【生きる権利・育つ権利】

第7条【名前・国籍をもつ権利】

第8条【名前・国籍・家族関係を守る】

第9条【親と引き離されない権利】

第10条【他の国にいる親と会える権利】

第11条【よその国に連れさられない権利】

第12条【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

・子どもの意見表明権を尊重したドッジ
ボールラリーのとりくみ …………… 〈小学校 学級活動〉 P12
・一人一人を大切にしたい算数指導 …………… 〈小学校 算数〉 P16
・一人の教員から見える外国人児童生徒に対する福祉 …… 〈中学校〉 P50

第13条【表現の自由】

第14条【思想・良心・宗教の自由】

第15条【結社・集会の自由】

第16条【プライバシー・名誉は守られる】

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙などを、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人から誇りを傷つけられない権利があります。

・誰もが傷つかない情報モラルを考える実践 …… 〈中学校〉 P20

第17条【適切な情報の入手】

第18条【子どもの養育はまず親に責任】

第19条【虐待・放任からの保護】

第20条【家族を奪われた子どもの保護】

第21条【養子縁組】

第22条【難民の子ども】

第23条【障がいのある子ども】

心やからだに障がいがあっても、その子どもの個性や誇りが傷つけられてはなりません。国は障がいのある子どもも充実してくらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

・特別支援学級生徒の部活動参加について … 〈中学校〉 特別支援教育 P22

第24条【健康・医療への権利】

第25条【病院などの施設に入っている子ども】

第26条【社会保障を受ける権利】

第27条【生活水準の確保】

第28条【教育を受ける権利】

子どもには教育を受ける権利があります。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

・一人の教員から見える外国人児童生徒に対する福祉 …… 〈中学校〉 P50

第 29 条【教育の目的】

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

- ・一人一人を大切にした算数指導 ……………〈小学校〉算数 P00
- ・ポートフォリオを通して児童の
自己肯定感を高める実践 ……………〈小学校〉学級活動 P26
- ・どの子ども自分が好き！友だちが好き！学校が好き！
と思える学級づくりをめざして ……………〈小学校〉 P28
- ・誰でも どこでも 今すぐできる 自己肯定感を高める実践 ……………〈小学校〉 P32
- ・「ありがとう・いいね」カードのやり取りを行い、
自己肯定感を高める実践 ……………〈小学校〉 P36
- ・子どもの健やかな成長のために、学校ができること ……………〈小学校〉 P38
- ・「認め合い」を通して自己肯定感を育てる実践 ……………〈小学校〉学級活動 P42
- ・子どもの自己肯定感を高めるための実践
～子どもたちの真の居場所をつくる～ ……………〈小学校〉学級活動 P46
- ・「相手に思いを伝えよう」非言語コミュニケーション力を
高める実践 ～思いやりの心を育てる～ ……………〈小学校〉学級活動 P48

第 30 条【少数民族・先住民の子ども】

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

- ・一人の教員から見える外国人児童生徒に対する福祉 ……………〈中学校〉 P50

第 31 条【休み、遊ぶ権利】

第 32 条【経済的搾取・有害な労働からの保護】

第 33 条【麻薬・覚せい剤などからの保護】

第 34 条【性的搾取からの保護】

第 35 条【誘拐・売春からの保護】

第 36 条【あらゆる搾取からの保護】

第 37 条【拷問・死刑の禁止】

第 38 条【戦争からの保護】

第 39 条【犠牲になった子どもを守る】

第 40 条【子どもに関する司法】

教育実践募集のお知らせ

はじめに

静教組立教育研究所は、「実践者と研究者の協働により、憲法・子どもの権利条約に基づいた研究をすすめる」「教育のあり方に関する理論的研究や今日的な教育課題についての実践的な研究にとりくむ」「静教組運動の前進につながる調査活動や情報発信の充実に努める」の3つを方針に教育現場に密着した研究・事業をすすめてきました。設立40年を経て、組合員のみなさんによって積み上げられた教育実践は、脈々と受け継がれ、静岡の教育の礎となっています。

「子どもの権利条約推進委員会」では、共同研究者の大学教授とともに、県内各地の小・中学校教職員から選ばれた所員によって実践と研究をすすめてきました。2015 - 2016年度の2年間の実践研究のまとめとして所報を発行するにあたり、昨年度から始めた「国際連帯と平和教育研究委員会」からの平和教育の実践募集に続いて、教育実践の拡大・浸透を図るとりくみを広く組合員のみなさんに投げかけることとしました。

【研究実践の拡大・浸透にむけたとりくみ】

1 スローガン

広めよう「子どもの権利条約」が根付いた学校づくりを

2 とりくみの内容

- ・「子どもの権利条約推進委員会」の所報に掲載されている所員の教育実践を実際に行ってみて検証したり、参考にしたりして、新たな教育実践をしてください。
- ・とりくんだ教育実践について、右ページに示す様式を参考に実践記録にまとめ、紙媒体または電子媒体で教育研究所に送付してください。
- ・提出していただいた実践は研究所レポートの中で紹介し、還流します。

3 募集期限および提出先

- ・2018年2月末日必着
- ・「静岡県教職員組合立教育研究所」宛 郵送またはEメール
〒420-0856
静岡市葵区駿府町1-12 静岡県教育会館3階
Eメール: kenkyujo@stu.or.jp



所報 No.155



所報 No.151



所報 No.147

4 実践記録の様式

(1) 留意点

- ・実践記録は、下の様式を参考にA4判2～4ページ以内(余白は上下左右20mm)でまとめてください。
- ・フォントは明朝体で、文字サイズは原則11ポイントを基本とします。ただし、実践者の意図等により変えたい場合は、この限りではありません。
- ・写真、図、板書などを入れ、わかりやすい実践記録となるよう工夫してください。
- ・児童生徒の顔や名前など、個が特定されないよう十分配慮してください。写真や作品の掲載にあたっては、本人と保護者の許諾を得てください。
- ・資料の引用、転載の際には、出典を明示してください。

(2) 様式

※実践の題、単元名等を入れる。

○学校○年 ○○科

※校種、学年、教科等

例 ○○○について考える／○○○な力の育成をめざして

○○○○○—実践者の名前—(△△△立□□□学校)

1 実践への思い・考え

※ 実践にとりくむきっかけ、実践のねらい、指導者の意図や願い等を記述します。

※ 3～6行程度におさめます。

2 子どもの権利条約との関係性

※子どもの権利条約の第○条との関連をどう考えたか等を記述します。

3 実践の概要

(1) 単元名等

(2) 目標・ねらい等

(3) 指導の具体

※ 単元計画や指導過程等、指導や実践の流れがわかるよう工夫して記述してください。

※ 所報の実践例を参考にしてください。

4 実践後の反省と評価

※ 実践の成果と課題について、子どもの権利条約が根付いた学校づくりという視点をもって記述します。

※ 箇条書きでも通常の文章でも結構です。写真等も入れてください。

5 資料・参考文献等

※ 実践で使った資料、ワークシート、板書や教材等の写真を添付します。

5 その他

- ・実践募集の対象は、静教組組合員とします。
- ・複数の組合員による共同実践でも構いません。
- ・過年度の実践をまとめて報告しても構いません。
- ・提出してくださった組合員には、研究費として図書券を贈呈し奨励します。
- ・提出された実践記録を掲載する発行物の著作権は、教育研究所に帰属します。

学校におけるLGBT

1 実践への思い・考え等

近年LGBTという言葉は、メディアで頻繁にとりあげられるようになってきました。ある調査によると6～7%の人がLGBT当事者だそうです。(つまりクラスに1～2人いるということになります)。学校現場においても、ひょっとすると教職員が気づいていないだけで、心の中で苦しさを抱えていた生徒がいるかもしれません。そうした生徒を減らし、誰にとっても平等な学校であるために、どう対応していくべきなのでしょうか。



2 子どもの権利条約との関係性

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

男女平等についての意識は、学校現場においては大変高いと言っているでしょう。しかし、LGBTの子どもの立場で考えてみるとどうでしょう。たとえば男女に分けられるトイレ、制服、係や委員会などはどうでしょう。また、異性愛が前提の性教育や結婚の教育などでは、LGBTの子どもが「これは自分には関係のないことだ」と思ってしまうのでは仕方がないのではないのでしょうか。子どもの権利の視点から、あらためて学校におけるLGBTの問題について考えてみたいと考えました。

3 実践の概要

(1) LGBTについての理解

①LGBTとは

「LGBT」とは性的マイノリティをさす言葉で、Lはレズビアン（女性を性愛の対象とする女性）、Gはゲイ（男性を性愛の対象とする男性）Bはバイセクシャル（異性も同性も性愛の対象とする人、もしくは好きになるのに性別は重要でない人）、Tはトランスジェンダー（生まれたときに割り振られた性別とは違う性別を生きようとする人）を示します。



②性のグラデーション

人の性を「体の性」のみならず、「心の性（性自認）」「好きになる相手（性思考）」「表現する性（服装などの性表現）」の4つから理解しようとするとうるでしょう。どちらか両端に位置する人は少なく、グラフの間にいる人のほうが多いのではないのでしょうか。こうすると性は「グラデーション」のようです。LGBTもそうでない人もグラデーションの一部と考えます。

- 例) ・体の性は男だが、少女マンガをよく読む。
 ・体の性は女だが、頭髪や服装などはボーイッシュなものが好きだ。
 ＊こうした「グラデーション」は誰にでも見られる。



③学校での実態調査の是非

現在、私の勤務校で LGBT に該当する生徒がいるかは調査していません。「LGBT について触れてほしくない」と思っている当該生徒や保護者が、それをどう受け止めるのか、学校としてどう対応するのか十分検討されていない状態で実施してもいいのだろうか、というのが理由です。

＊文部科学省は「当事者は自分の性自認などを、他の児童生徒だけでなく、教職員にも秘密にしておきたい場合がある」ことや、一方的な調査や確認が行われると「本人が尊厳を侵害されているという印象をもつおそれがある」ことを指摘しています。

④今日から、学校ができること

まずは教職員側にこうした事例があることを知ってもらうことが第一歩だと思います。私の勤務先でも、生徒指導研修の場の中でスクールカウンセラーから「一般的な事例の一つとしての紹介する」という方向で調整をすすめています。

(2) 学校における L G B T の問題と対応事例

学校における LGBT の問題は以下の①の表、②のアンケート結果を参考に、下のようにまとめられると考えました。

【内面的問題】として

- ア (LGBT 全般についてや、本人のカミングアウトも含めた) 周囲の認知の問題
- イ 「どう生きたらよいか」というモデルの不在の問題

【具体的問題】として

- ウ いじめに対する問題
- エ 学校等の対応の不備に対する問題

① LGBT 当事者のつぶやき (DVD「いろんな性別 ～ LGBT に聞いてみよう!～」から)

学校のしくみや先生の言動	友だち同士の間で、学校以外のところで
【レズビアン of Aさん】	
・家庭科の授業「素敵な旦那さん」「男女のカップル＋子どもが前提で精神的にきつかった。(イ、エ)	・打ち明けたとき「いつかちゃんと男の人を好きになるよ」という言葉に傷ついた。(ア)
【女だけど男になったBさん】	
・女子用の制服を着るのが「しんどい」と感じた。(エ) ・さりげなく図書室に本とかおいてあったらうれしかったかもしれない。(ア、エ)	・「女の子としてどうやって生きていったらいいのかな? 男の子として生きていこうかな」と悩んだ。(イ) ・恋愛をしない人もいるということもわかってほしい。(ア)
【ゲイ of Cさん】	
・先生が「オカマがテレビに出てるけど、そういうのは嫌いだ」と発言。いい気はしなかった。(ア、ウ、エ)	・中学のころは男の先輩と、高校では体育の先生とよくふざけてからんでいた。実際に、そんなに悩んでもいなかった。

②LGBTにかかわる各種アンケート調査からー

ア 学校が把握した事例に限っても、特別な配慮をしている割合は6割。(エ)

イ 教育現場での同性愛の扱い (イ、エ)

一切ない78% 否定情報11% 異常なもの4% 肯定的情報4%

ウ いじめ被害(ウ)

教室で居心地悪い57% おかまホモ発言54%

言葉以外のいじめ45% 仲間外れにされた感じ42%

(3) 学校における対応、教職員の受け答えなど

以下に、学校で今日からできるLGBTの対応事例をあげました。

①学校におけるさまざまな場面での対応の事例

場面	対応の例
(ア) トイレ	あまり使われていない場所のトイレを使う。授業中に行ってもよいことにする。職員トイレや学外の公園、駅のトイレなどを使う。
(イ) 体育、プール	着られる水着を用意する。Tシャツを上から着てもよいことにする。夏休みに個別で振替をする。男女分けしても、自分のやりやすいほうに行っていと付け加える。男女別ではなく習熟別にする。
(ウ) 健康診断	内科検診はついたてをし、医師の前まで来て服をぬぐことにする。身長体重は着衣のままする。最後に一人でする。
(エ) 宿泊行事	個室の風呂を使う。理解ある同級生と一緒にいる。
(オ) 学校行事	体育祭などは男女でなく希望で種目を分ける。合唱コンクールのパートでも声の出るパートで歌う。卒業式は自分らしい服装を許可する。
(カ) 更衣室	保健室で着替える。別の部屋で着替える。全員着替えた後に着替える。
(キ) クラブ・部活動・委員会	男女で分けず、希望制にする。練習用ユニフォームを選択できるようにする。
(ク) 制服	どちらの制服も来てよいとする。当該生徒だけべつの性別の制服着用を許可する。ジャージ着用を認める。登校時だけ制服で学内は自由とする。

②こんな先生ならば相談しやすい、という先生像

(ア) 話を聞いてくれる先生

(イ) LGBTを笑いの対象にしない先生

(ウ) 「男・女だけじゃない」ことを知っている先生

(エ) 「異性愛者だけじゃない」ことを知っている先生

(オ) 多様性への理解が深い先生

③相談されたときに心がけるとよいこと

(ア) 「どうしていやなのか」という理由によって対処が変わるし、その理由は一人ひとり異なるということを理解しておくこと。

(イ) 保護者も一緒に話し合うこと。

(ウ) 学校では100%希望を叶えることは難しいことを正直に伝えること。

(エ) 何が大事で何が無理なのか本人、学校、保護者でそれぞれの立場からの意見を地道にすり合わせていくことが大切であると理解しておくこと。

④ LGBT への認知を広げるために実施するとよいこと。

(ア) LGBT に関する本を学級文庫や図書室に置いたり、ニュースについて教室で話したりする。

(イ) 学級通信など配布物や掲示物で情報発信する。

(ウ) 身近にいる LGBT の人のことを話す。

4 実践後の反省と評価

学校における LGBT の問題は①周囲の認知の問題、②モデルの不在の問題、③いじめに対する問題、④学校等の対応の不備に対する問題に大別できます。そのうち、最も必要なのは①だと考えています。

まずは教職員側の認知を広める必要があります。職員研修の場で取り上げたり、普段から職員室で話題にしたりして、LGBT のことを知っている教職員を増やしていきたいと思います。

5 資料・参考文献など

参考サイト

LGBT Youth Japan「教育現場での LGBT について」

参考文献

『LGBT ってなんだろう』特定非営利活動法人 Rebit 代表理事 薬師実芳ら著、合同出版

『職場の LGBT 読み本』柳沢正和ら著、実務教育出版

『LGBT 問題と教育現場』早稲田大学教育総合研究所、学分社

『学校・病院で必ず役立つ LGBT サポートブック』はたちさくら編著、保育社

『同性婚のリアル』東小雪、増原裕子著、ポプラ新書

参考 DVD

『いろんな性別 ～ LGBT に聞いてみよう！～』

実践報告後の話合いから

- ・ LGBT に限ってではないだろうけれど、マイノリティーと言える子どもたちが苦しい思いをせずに自分らしく生活していける配慮が必要なのだと思う。表に出せないということなのかもしれないけれど、現場では正直まだ意識が高まってはいない。けれど、制服やトイレや修学旅行などの宿泊先などが男女で分けられていることは当たり前ではなくて、当人たちにしたらすごく抵抗のあることだとわかった。言えない、理解されない、だけではなく学校生活における環境にも生きづらさが多々あると改めて思った。
- ・ LGBT の人が 7.6% いるということは、13 人に 1 人はいるということ。学級に 2 人ぐらいいて全然おかしくない。「佐藤さん、鈴木さん、高橋さんとか、AB 型の人、左ききの人とか、それと同じくらいの割合で LGBT の人がいるんだよ」ということを知ることが入り口になるのではないかな。
- ・ 社会のしくみやしめつけ、時に期待の中で本当の性を自覚できないまま大人になっているケースが多い。病気でも障害でもなく、生物学的な違いで生まれや好みが違うだけ。けれど、自分を受け入れることができなくて、自殺、自傷行為、アルコールや薬物への依存などにつながってしまうのは大きな問題。なにかしらの手だてが必要なのだと思う。

子どもの意見表明権を尊重した ドッジボールラリーのとりくみ

1 実践への思い・考え

私の学校では、2015年度から全校児童の投力向上のために「ドッジボールラリー」への挑戦を始めた。「ドッジボールラリー」とは静岡県教育委員会が呼びかける「小学生 体力アップコンテスト」の中の一科目で、学級単位で行い、向かい合った子どもたちが3分間で何回ボールを投げ合うことができるかを競うものである。このとりくみを教員からの押しつけにすることなく、子どもたちの主体的なとりくみにし、自治的な学級生活を送る一助にするべく、体育主任として、また、学級担任としてとりくんだ。

2 子どもの権利条約との関係性

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

学校では、学習する内容や学校行事などはあらかじめ決まっていることがほとんどで、ともすると子どもは「やりたくないのに、何でやらなければならないのか。」などと思っていることがある。担任教師の熱意が強すぎて、「うちのクラスの先生は、熱血過ぎて困る。」などという声が漏れ聞こえてくることもある。子どもたちは学校の教育課程についても「意見を表す権利」がもっと認められてよいのではないか。子どもたちの声を聞き、子どもたちが主体的にとりくむ活動を展開させたいと考えた。

3 実践の概要

時系列	教師の働きかけ	子どもの姿等
4月	体育主任として、職員会議において「今年度からドッジボールラリーにとりくむ。1月中旬に校内記録会を開催する」ことを提案。その際に「教師主導ではなく、子どもたちが自主的に練習にとりくみ、達成感を味わえる活動にしてほしい。」と伝えた。	
8月	9月からドッジボールラリーの練習にとりくめるように再度、職員会議で提案。	
9月	担任する5年D組で学級会を開き、ドッジボールラリーに向けてのスローガンと練習日について話し合った。	子どもたちは「心を一つにして、励まし合って、友情を深めよう。」というスローガンを決め、「目標回数は100回。練習は月曜日と水曜日の業間休み」と決めた。
12月	学級委員が「ドッジボールラリーについて学級会を開かせてほしい。」と申し出てきて、学級会を開催。	「到達回数が75回ではまずい。練習を増やしたい。」「昼休みにサッカーをして遊びたい。」という本音の意見が出されて「月・水・金の週3回の業間休みに増やす。1月に入ったら毎日練習する。」ことに決まった。

時系列		教師の働きかけ	子どもの姿等
1月	15日	ドッジボールラリー終了後に学級会を開き、とりくみの振り返りと今後の目標について話し合ったところ、100回をめざして再挑戦することになった。	「82回は目標にできなかったけれど、最初に比べれば上達したからよかった。」「学年最下位だったのはくやしけど、けっこうがんばった。」という意見の反面、「失敗した人を責める人がいた。」「目標の100回にできなかったのだから、100回いくまで練習を続けたいと思う。」などという意見が出された。
1月	21日	再挑戦の結果103回を達成した。	

4 実践のまとめ

(1) 2015年度からドッジボールラリーにとりくむようになる経緯

私が勤務する小学校では、静岡県教育委員会が行っている「小学生 体力アップコンテスト」で長縄の「みんなで8の字とび」にずいぶん前からとりくんできた。体力アップとともに、学級の連帯感を醸成するとりくみとして、始業前、業間休み、昼休みなどに学級のみんなで熱心に練習する姿が見られた。県のランキングの上位に入賞する学級も多く、1位を獲得することもあった。長年に渡る練習の積み重ねにより、高学年にいくほど習熟度が増し、下級生にとっての憧れにもなっていた。

2014年度末の次年度教育課程編制会議において、体育主任として、ソフトボール投げの投力低下への対策として「みんなでドッジボールラリー」にとりくむことを提案した。長年継続してきて本校の伝統とも言える長縄8の字跳びをやめることに反対する声もあったが、多忙の中で2種目にとりくむことは無理という理由から「みんなでドッジボールラリー」のみにとりくむことが了承された。

2015年度当初の職員会議において、今年度から「みんなでドッジボールラリー」にとりくむことと「1月中旬に校内記録会」を開くことを伝え、「教師主導ではなく、子どもたちが自主的に練習にとりくみ、達成感を味わえる活動にしてほしい。」ということ伝えた。その際に、子どもの権利条約の「意見を表明する権利」を紹介し、子どもたちを主体者として育てていこうということも提案した。

(2) 9月からの練習開始をめざして

5月末の校内運動会や6、7月の水泳指導が終わって、9月からドッジボールラリーへのとりくみが始まるように、夏休み中の職員会議において「学級会を開いて、ドッジボールラリーの目標を設定してください。」「教員に押しつけられた目標ではなく、子どもたちが自分たちで目標を決めることが大切です。」ということ再度提案した。そして、運動場や体育館に、ボールを投げ合う間隔を示すマーカーを設置した。

(3) 担任する5年D組で学級会を開く

夏休み明けに「いよいよドッジボールラリーに向けて練習を開始しよう。」と学級会を開催した。ドッジボールラリーにとりくむのは初めての子どもたちであったが、前年までのみんなで8の字とびの経験から、「心を一つにして、励まし合って、友情を深めよう」というスローガンに決まった。さらに、目標回数は100回。練習は月曜日と水曜日の業間休みということに決まった。担任としての本音を言えば、もっと練習回数を多くしてほしいという思いがあったが、学級の子どもたちはサッカーが大好きで、その時間は確保しておきたいという思いがあった。

(4) ドッジボールラリーの練習を子どもたちが主体的に行うように支援する。

次の月曜日、2時間目が終わった時に、Yさんが「先生、ドッジボールラリーの練習をやってもいいですか?」と聞いてきた。「もちろん。」と答えたところ、すぐに「みんな、ドッジボールラリーの練習やるよ。グラウンド行こう!」と学級全体に呼びかけて移動を始めた。その日の帰りの会で「今日はさっそくドッ

ジボールラリーの練習を始めたね。2時間目が終わってすぐにYさんの呼びかけで、みんなが練習に行ったのを見て、すごいと思ったよ。」と価値付けた。

すると、水曜日もYさんが「ドッジボールラリーだよ。みんなグラウンド来て！」と率先して呼び掛けて、みんなが勇んで移動していった。

5年D組が真っ先に練習を開始したのを見て、同じ5年生の学級が練習を始めた。「先生、A組は70回いったって。」などと他学級の到達回数を聞いて、自学級に呼び掛ける姿も見られた。

次にとりくみを開始したのは6年生だった。5年D組の子どもたちは「先生、6年生も目標回数は100回だって。」などと報告してくれた。そして、「6年生が100回なら、おれたちは100回いけるかな?」「大丈夫だよ。6年生を抜かせばいいじゃん。」などと話し、練習が活発になっていった。

12月に入って、学級委員が「先生、ドッジボールラリーについて学級会を開かせてください。」と申し出てきた。到達回数が75回程度で、「もっと練習を増やしたほうがいいんじゃない?」という一部の子どもの意見を全体に伝えるためであった。話し合いの結果、月・水・金の週3回に増やすことになり、さらに1月には毎日練習することとなった。

(5) ドッジボールラリー記録会の振り返りをし、今後の目標を話し合う。

1月15日(金)の校内記録会本番では、到達回数82回で学年最下位であった。その日のうちに振り返りの話し合いを設定した。

「82回は目標の100回にはいかなかったけど、最初に比べれば記録は伸びたからよかったと思う。」「最下位だったのはくやしいけれど、けっこうがんばったと思う。」という意見が出たが、すぐに、「でも、目標は100回だったわけだから、そこまできかなかったから、まだ努力がたりなかったと思う。」「『心をつにして、友情を深めよう』というめあてだったのに、失敗すると責める人がいた。」といった反省が上がった。そして、「まだまだ心が一つになったとは言えない。」という結論にまとまった。

そこから、子どもたちは「今後、がんばっていくこと」を話し合い始めた。「100回いかなかったから、100回いくまで練習を続けたら。」という意見が真っ先に出たが、「これから委員会が始まって、休み時間も仕事をする人がいるから無理だと思う。」という反対意見も出された。そして、静岡県記録申請の締め切りである21日の木曜日まで挑戦することになった。

(6) 再挑戦で100回を達成

記録申請締め切り日の1月21日に5年D組だけでドッジボールラリーを行った。「泣いても笑ってもこの日が最後だ。」などと子どもたちどうしで言い合いながら記録に挑戦した。その結果、103回。記録の集計を発表した途端に、子どもたちから歓声が上がり、ガッツポーズが見られた。子どもたちの満足そうな笑顔が輝いていた。

帰りの会では、「自分たちで決めた目標を、自分たちの力で達成することができたことは素晴らしかった。」と価値付けた。

(7) まとめ

- 子どもたちが意見を出し合って決めたことを尊重する態度を貫いたことで、子どもたちは主体的にドッジボールラリーにとりくむことができた。
- 他学級も学級会を開いて目標を設定したり、練習回数を話し合ったりしたことで、教職員の中にも子どもの意見を表明する権利を尊重する雰囲気を醸成することができた。
- △ 子どもの思いと、教員の願いに開きがある場合、どのようにして伝えていくべきか。教員の意見を言ってしまうと、それに従ってしまう心配がある。
- △ 教員の意見を言っても、それを踏まえた上で、自分たちの結論にたどり着けるように指導していくことが課題である。

- ・ 「教師主導ではなくて、子どもたちが意見表明をして決定していった」というところは子どもたちの思いを大切にしたい実践だと思う。ただ、全員が全員一致した意見で決定できればいいが、「休み時間なんだから、自分がしたいことをすればいいじゃないか」という子の意見があるのも学校現場では多く、それも権利だと思う。折り合いをどうつけていくか、そこに教員がどうかかわっていくか、そのあたりは見極めが必要になってくる。少数の意見も大切にする。みんなが嫌な思いをしないルールをつくるなどということもヒントになるかもしれない。
- ・ 子どもたちが、「自分たちは何を大事にするのか」と考え合うことが、自分だけじゃなくて、周りを含めて友だちや友だちの思いを大事にすることにつながると思う。
- ・ 体育的なとりくみに多いのだと思うけれど、苦手な子、できない子、だからやりたくない、という子どもたちの意見表明も踏まえ、その接し方も臨機応変に求められるところだと感じる。そういった子どもたちが成就感や達成感、自信をもてるようなかわり方をしていきたい。



一人一人を大切にした算数指導

1 実践への思い・考え

2015年度の4月から5年算数の少人数を担当している。単元によって習熟度別にして分けたり均等に分けたりと、子どもの理解の様子をみながら形態を工夫して学習を進めている。4月の最初の頃、自分が感じたことは、算数を苦手とする子の発表が少ないことである。授業の中では、算数を得意とする子の発表が自然と多くなる。子どもはだれもがわかるようになりたいと思っている。しかし、算数が得意な子どもの意見が出てしまえば、それが正解で間違いないと思う。子どもの中には、すでに順位付けがされているのではないだろうか。もちろん意見を言える子どもや算数が得意な子どもは、十分に力を発揮する場が必要であり、それも授業という場である。どの子どもも自分の意見が言えること、わからないことを言えること、さらに友だちの意見を大切にすること、この3つがどれも必要ではないかと考える。

2 子どもの権利条約との関係性

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

クラスにおいて自分の意見を言えることは大切である。発表の得意な子が自分と違った意見を言ったとしても、自分の答えに自信がなくても、またはわからなくても、そのときの自分の状態を表明することで、新たな成長が生まれるのではないだろうか。

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

「この考え方がわからない。」「計算のこの部分でつまづいてしまっていて、先にすすめない。」といったときに、そのことを発表できると、その部分に対する他の子どもの説明が成される。理解したつもりでいても、他の友だちに自分の考えを説明するのは難しいものである。その場面でこそ、学習に深まりが生まれると考える。わからなかった子どもが、友だちの説明でわかるようになり、更に自分が意見を言ったことで他の友だちの考えも深まっていくのである。その場面をそのままにせず、教員が適切に価値付けをしていくことで、それぞれの自己肯定感が高まっていくと考える。

3 実践の概要

(1) 全員が自分の考えを黒板に書く

「小数÷小数の計算の仕方を考えよう」の学習で、各自が考えた筆算をミニ黒板に書き、黒板に張り付けた。自分の考えたものが黒板に張られて検討されることや、算数が苦手な子どもも前に出て、黒板にチョークを使って書けることが、楽しいと感じられるのではないかと考えた。そこで、ミニ黒板に自分の考えを書く活動を多く取り入れ、どの子どもも書いて発表できるようにした。

(2) 発表の仕方の順序を変える

- ・正解や「わかった。」という考えだけでなく、「わからない。」が言える集団づくりをした。
- ・「わからない。」から始まることで、わかる子だけですすめていた授業から、全員で交流しながらすすめていく授業に切りかえていった。
- ・机間指導を充実させることで、本人がつまづきを自覚できるような支援を行った。

(3) 学習課題とまとめ振り返り

今日の単元はどんな力を付けさせたいのか、はっきりさせることが重要であると考えた。計算の仕方を考える部分であれば、この計算の仕方を課題として解決していける授業を行うようにした。振り返りでは、学習問題に対して、数字を少しだけ変え、これならできそうだと思うことで、意欲を高められるようにした。

4 実践のまとめ

(1) 全員が自分の考えを黒板に書く

- 自分からすすんで自分の意見を言う子どもが増えた。
- 「わからない」と今の正直な気持ちを表現できるようになってきた。
- 算数が得意な子ができない子に、「こうするとできそうだよ」と、相手の意見を尊重して伝えていけるようになった。
- △「わからない」と言えるようになった反面、わからないと言えればいいと勘違いしてしまった場面もあった。問題に対しての意欲が高まらなかったケースもある。
- △実際クラスに戻ると、手を挙げて自分の意見を表現する回数が増えたわけではない。

2015 年度

少人数学習の子どもの感想から

- ・人に任せてはいけなと言われて発表の時は、違う意見の時には、発表をしっかりとるようにします。
- ・4年のころ算数がだめでした。だけど5年になってから100点とれるようになりました。これからもがんばります。
- ・ぼくは4年生のときには算数が苦手でした。でも5年生になって少人数になって最初は、算数かあつて思ったけど今では4年生よりも算数が好きになってきました。あまり解けないけど少しだけ得意になれました。

5 実践資料等



ミニ黒板を使って個の考えを大切にする



少人数授業で自信をもって考える



ICTを使って個の考えを全体へ広げる

実践報告後の話し合いから

- ・ 一人一人を大切にしたい授業、一人一人の「わからない」「どうして？」を大切にすることを意識した授業は大事。勉強の得意、不得意はあって当然だけれど、苦手だからとなかなか自分の考えを表現することができない子どもは多い。そのまま理解が不十分になってしまうのはよくない。少人数ということを生かして、「わかった」「できた」をたくさん実感できることは学ぶ権利がきちんと満たされることで、これは自己肯定感を高めることになると思う。
- ・ 表現しづらいことではあるけれど、「できません」「わかりません」という意見表明ができる場をつくるということも大事。教員のいわゆるいい意見のようなどを求めてしまうような意識は変えていかなくてはならないことだと思った。
- ・ 子どもたちに必要な支援は一人一人違って、個別の支援が多く必要な子がいれば、それほど支援を必要としなくても自ら発表して自分の思いを伝えられる子もいる。そんな中、学級や授業の中で目立たない子というのはいて、十分な支援ができなくなってしまうこともある。教員のそういう子にこそ声をかけたり、周りの子の中に巻き込んでいったりする意識が2条の「みんな平等に差別されず」という部分に関わってくると思う。

子どもの権利条約の誕生とそれから

子どもの権利条約にまつわる条約や議定書を見ていきましょう。



1948 世界人権宣言

「すべての人は平等であり、それぞれが同じ権利をもっている」という、有名な宣言です。

1959 児童の権利宣言

世界人権宣言の約10年後、「子どもは子どもとしての権利をもつ」とした宣言が出されました。

1979 国際児童年

「児童の権利宣言」の20周年目にあたり、世界中の人が子どもの権利について考える機会になり、これ以降、後の「子どもの権利条約」が少しずつ形作られていくようになります。

1989 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)採択

ユニセフ(国際連合児童基金)や各国の苦勞の末に、国際連合で「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が採択されました。

1990 子どもの権利条約 発効

締結した国々で条約が効力をもち、守らなければならないものとなりました。

2000 子どもの権利条約選択議定書 採択

「武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書」
「子どもの売買、子どもの買春及び子どもポルノに関する選択議定書」の二つが採択されました。

2011 通報手続に関する選択議定書 採択

この年、3つ目の選択議定書が採択されました。

2014 子どもの権利条約採択25周年

世界195の国と地域が締結しています(2015年1月現在)。



・・・このような歴史を経て、現在の子どもの権利条約があります。

この条約と3つの選択議定書は、これからも子どもたちの権利を守るうえで、非常に大切な道しるべとなっていくはずです。

日本は、この「子どもの権利条約」を1994年、世界で158番目に批准しました。その後、「武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書」を2004年8月に、「子どもの売買、子どもの買春及び子どもポルノに関する選択議定書」を2005年1月に批准しています。

※採択(さいたく)：意見を集約し、取り決めること

※締結(ていやく)：条約や契約を結ぶこと

※批准(ひじゅん)：条約を認めて実行しますという国の最終確認、同意の手続きをすること

誰もが傷つかない情報モラルを考える実践

1 実践への思い・考え

日頃から SNS 上で他人を中傷したり、個人が特定できる写真を無断でネット上に載せたりして、人間関係が悪くなるトラブルが多発しており、指導は後手に回ることが多かった。このような事例では指導をしても、何度も同じことを繰り返す生徒がいたため、どのような対応が有効であるのか考えてみたいと思った。

様々な事例に接して、トラブルが起こった後の指導よりも、起こさない予防的な指導をしていくことが必要であることを強く感じた。

そこで、情報モラルを生徒に考えさせ、他人や自分を傷つけないモラルをもってほしいと考え、実践を行った。

2 子どもの権利条約との関係性

第 16 条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙などを、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人から誇りを傷つけられない権利があります。

子どもの権利条約第 16 条の中に他人から誇りを傷つけられない権利がある。ネット上で起こっている不特定多数の人間が一人を誹謗中傷する行為はあってはならないことであり、個人の情報モラルと権利条約を関連づけて、善悪の判断をつける実践にしたいと考えた。

3 実践の概要

時系列	教師の働きかけ	子どもの姿等
4 月	スマートフォンのメリットとデメリットを考えさせた。	・メリットはすぐに連絡が取れ、情報も早く入手できる。 ・デメリットは依存したり、見たくない悪口も見えてしまう。
5 月	SNS 上でどんなトラブルが起きているのか例示した。対応の仕方も話し合わせた。	・詐欺だけでなく、会ったことのない人とのトラブルは大変危険。 ・好奇心やおもしろ半分で知らない人とは関わらない。もし、関わってしまったら、家族にすぐ報告する。
6 月	どんな書き込みが人を不快にし、傷つけるのか話し合わせた。	・自分は冗談のつもりで悪口やからかいの言葉を書き込んだが、相手からすると、仲良くしている人に書かれて傷ついたと思う。
9 月	多くの人が共有できる理想の情報モラルとは何だろうか？	・楽しい会話や近況の報告など、人間関係が良くなるように使いたい。 ・著作権は知っていたが、肖像権があるのは知らなかった。他人の写真を載せるのはやめようと思った。

4 実践のまとめ

- SNS の利便性が、時として自分や周りの人を傷つけていることがあることを知ることができた。他人の悪口を SNS 上に書き込むことは、不特定多数の人が見てしまうことで、「いじめ」につながることを生徒は認識することができた。
- 実際に起こった SNS 上のトラブルから犯罪になる事件を知り、生徒自身の身近でもトラブルや犯罪に巻き込まれる可能性があることを実感できた。
- 自分が映した写真でも著作権や肖像権など、侵犯してはいけない権利があることを理解し、ツイッター上に写真をアップロードする時には、他人の顔が写らないように配慮しようとする意識が芽生えた。
- △ ネット依存になっている生徒には、今回知ったこと、考えたことは承知しており、響いていなかった。
- △ 相手に実際に会っていないため、実感が湧かず、その場のノリや感情で誤った判断をしてしまう生徒が多かった。モラルや使用マナー知るだけでなく、コミュニケーション能力の育成が、前提として必要であることがわかった。

実践報告後の話し合いから

- ・ 今スマホやSNSといった問題は、手軽にできてしまうからこそ、あまり深く考えずにアクションを起こしてしまいがち。だけれど、それが取り返しのつかないことにつながってしまっている。
- ・ 学校外のことも多いので、家庭に協力を得ないと難しいというところはある。スマホの利用自体を止めることはできないので、使い方を考えさせていくしかない。教職員、保護者自身が情報モラルに関して意識が薄いというか無頓着なところがあるので、きちんと知ることが重要になってくる。
- ・ メリット、デメリット、巻き込まれた犯罪やトラブルといったことを具体的に考える機会が必要だと思う。
- ・ スマホ依存症になっている子は、スマホが手放せない、無いと寝られない、感情のコントロールがきかないといった状況に陥ってしまう。その状態を阻止できるようにしたい。



特別支援学級生徒の部活動参加について

1 実践への思い・考え

本校は、通常学級9学級（1学年3学級）、特別支援学級6学級の中規模校である。近隣には、特別支援学校や、障害児が入所する施設などがあり、地域の特別支援教育をすすめる上で、良い環境にある。

これまで私が勤務し始めた7年前からは、特別支援学級に在籍する生徒の部活動参加はなかった。しかし、昨年度入学者の中に野球部への入部を強く希望する生徒がいたため、既存の約束事を見直して、入部のための新たなルールを策定することとなった。これまで特別支援学級に在籍する生徒の部活動参加がなかった大きな理由としては、以下の3点が挙げられた。

- I. 通常学級の生徒との関わりに自信がもてない生徒や保護者が多かったこと。
- II. 部活動では顧問の人数が限られているので、障がいを抱えた生徒への特別な支援が細かくできないこと。
- III. 校区外から通学する生徒が多いため、部活動により帰宅時刻が遅くなることが心配であること。

そうした状況の中、以下の①～③にあるとおり、本人たちの強い願いや実態がわかり、彼らの願いに応えることが大切ではないかと考えた。そこで、新たな部活動参加へのルールを策定し、2015年4月より特別支援学級に在籍するAさん・Bさんが通常学級の生徒とともに野球部に入部し、活動することになった。

- ① Aさん・Bさん本人たちの野球部入部への強い希望があったこと。
- ② Aさんは少年野球、Bはソフトボールで小学生時代にクラブチームに入っており、中学校の部活動の見通しがついたこと。
- ③ 本人たちだけでなく、Aさん・Bさん両名の保護者からの要望があったこと。

私は、特別支援学級に在籍するAさん・Bさんの野球部入部に際し、以下のようなことを大切にし、指導してきた。

- ・ 通常学級との時間割のずれもあるため、顧問と保護者・特別支援学級職員がうまく連携をとること。
- ・ 他者とのトラブルを起こさないよう、活動の見届けをしっかりとすること。
- ・ 特別支援学級の活動をおろそかにしないこと。
- 野球部では毎日、朝練を実施している。同時に、特別支援学級では朝に清掃ボランティアを実施している。2人の活動は清掃ボランティアを優先する。
- ・ Aさん・Bさんそれぞれの特性を理解し、彼らに合った支援を顧問同士でも話し合いながらすすめていく。

2 子どもの権利条約との関係性

第23条 障がいのある子ども

心やからだに障がいがあっても、その子どもの個性や誇りが傷つけられてはなりません。国は障がいのある子どもも充実してらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

通常学級、特別支援学級のくくりのみによって、希望する部活動への参加が認められない生徒がいてはいけないのではないかと考えた。特別支援学級生徒の部活動参加のとりくみは、子どもの権利条約の第23条を子どもに具現化させる実践と考えた。

3 実践の概要

時系列		教師の働きかけ	子どもの姿等
2月		昨年度までは加入者がいなかったが、本年度入学 者の中に強く希望する生徒がいたため、既存の約 束事を見直して、入部のためのルールを策定した。	
4月		顧問と特別支援学級主任、担任とで入部のための 約束事を確認し合った。	
5月～		毎週金曜日の昼休みに顧問のところに「連絡ノー ト」をもって、土・日の予定を聞きに来ることを 開始した。その際、集合時間・持ち物等を伝達し ている。 顧問との「野球ノート」のやりとりを開始した。	・保護者・生徒ともに安心して休日を迎えられる ようになった。 ※詳細については、【実践資料1】
11月～		冬の間の宿題の1つとして『野球の本を1冊読む』 という課題を出した。	
1月		冬の間の宿題の1つである『野球の本を1冊読 む』という課題から一人一人の読んだ本のプレゼ ンテーションを行った。読んだ本の紹介や印象に 残った文章、自分の考えなど、相手が読みたく なるようなプレゼンテーションをめざして行った。 試合前にチームで、〈今日の目標〉を決め、ホウ イボードにその〈今日の目標〉を書くようにし ている。	・以前は野球ノートに自分に関するプレーのみが 記載されていて、チームやチームメイトのこ とは視点に入ってこず、書かれていなかった。【実 践資料2】プレゼンテーション大会以後は、野 球ノートに自分のプレーだけでなく、チームの こと・チームメイトのことが自分の言葉で書か れるようになった。 ・プレーや言動の中からも、自分中心ではなく、「相 手があってこそ野球」という姿勢が見られる ようになってきた。（【実践資料3】考え方の変 化を参照） ・Aさんだけでなく、チーム全体の雰囲気や言葉 から、チームのことを考えたり、チームのこ とを語られたりするようになってきた。（【実践資 料4】チームメイトの考えを参照） ・Bさんにとっては、〈今日の目標〉が視覚的に確 認できることで、試合中もその目標を意識しな がら、プレーすることができるようになった。 試合中に声をかける際に、目標を確認している。 ※【実践資料5】を参照
7月		新チームスタート	・顧問側からの部長候補者2名の他に、Aさんが 部長に立候補した。さらに、ピッチャー希望者 を募り、部員11名のうち4名の希望者があり、 Aさん・Bさんともに希望した。
8月		3年生とのお別れ試合	・下級生から一名が代表で「3年生への感謝の言葉」 を言うことになり、Aさんが立候補し、話をした。 ※【実践資料6】を参照
10月		通常学級での体験スタート	・Aさんは「高校でも野球を続けたい」という強い希 望をもつようになり、通常学級での体験を始めた。
11月		「今後の目標やその目標を設定した理由を書き、 定期的に活動の振り返りをする」ことで、現在の 自分のとりにくみを確認する手立てとするため、「目 標設定シート」の活用を考えている。 「ブレインストーミング」という方法をチームの ミーティングにとりいれることを考えている。	・「ブレインストーミング」とは、自由な雰囲気 で、他を批判せずにアイデアを出し合い、最終的に 一定の課題によりよい解決を得ようとする方法。

4 実践のまとめ

「成果」

- ・連絡ノートを通して、土・日の予定を確実に保護者に伝えることに不安があったが、予定を確実に伝えることができた。
- ・野球ノートは、選手が感じていることや試合等で考えたことを知る機会になった。また顧問の思いや考えを伝えることができた。
- ・プレゼンテーション大会以後、野球ノートに自分のプレーだけでなく、チームのことやチームメイトのことが自分の言葉で書かれるようになった。プレーや言動の中からも、自分中心ではなく、「相手があってこそ野球」という姿勢が見られるようになってきた。
- ・プレゼンテーション大会によって、Aさんだけでなく、チーム全体の雰囲気が変わった。みんながチームのことを考えたり、語ったりするようになった。
- ・ホワイトボードを活用することで、みんなが試合中にその目標を意識しながら、プレーができている。
- ・3年生とのお別れ試合での「3年生への感謝の言葉」からもわかるように、悪戦苦闘しながら、Aさんなりに3年生への感謝を言葉にしようと頑張る姿に成長の跡が見られた。

「課題」

- ・月曜日の朝、部長に野球ノートを提出する習慣が身につかず、忘れてしまうことがある。
- ・「野球を」をメインに考えて通常学級への体験が始まったが、3年時から通常学級に通うことが、Aさんにとってプラスなのかどうかは自分自身や保護者を含めた周囲との関係に大きく左右される。

5 実践資料等

【実践資料1】顧問との「野球ノート」のやりとりの変化（Bさん）

8月9日 日曜日 ストリッチをしました。
 8月10日 月曜日 ストリッチをしました。
 8月11日 火曜日 ストリッチをしました。
 8月12日 水曜日 ストリッチをしました。
 8月13日 木曜日 ストリッチをしました。
 8月18日 火曜日 スイング"日本" カニヤでなく、
カニヤのそばに
 今日僕はセフバントをしました。 たんだん
 できただよかったです。
 どうしてか、なにかのせいかな？

2月20日土曜日
今日、僕は[]中と練習試合をしました。一言試合
目ではいいにできませんでしたのでバッドゲーム
にしてみました。三人が良かったので三人をい
てバッドにボールをあげたので少しづつは
センターとライトの間をめぐれたので喜ぶがけ
と声をとりにつきたいと思いました。二言試合目
では少しづつはサードガードを少しづつがいた
んだので僕もボールをしたのでそこをい
くしてとれたので少しづつは少しづつがいた
たので、と声をとりにつきたいと思
いました。声をだしたけども、と声をだしてつ
きたいです。ボールをかける時にかたまってたの
でかたまりなないで自分でやらないとこをさがし
とボールをかけたんです。かたまりなものは自分でみ
つけてやれたので良かったです。
これから自分、考えのかがれていくといいね、

【実践資料5】ホワイトボードでの今日の目標

今日の目標

- ①積極的に振りバツにボールを当てる
- ②次のプレーを全員で言う
- ③積極的な走塁
(塁から戻る、次の塁を走る等)

【実践資料2】野球本プレゼンテーション大会前後の「野球ノート」の変化（Aさん）

[illegible]

【実践資料3】考え方の変化（Aさん）

恋愛を、聖闘士
 スパイダーと恋に落ちた
 女の子の物語です
 1月10日曜日
 午前 八時

1月24日 日曜日

今日系東習

自分のこと / ジョーパンは、よめるよにそあったけれど、このか
と知られたが、さうなると知らなかった。

チームのこと / いる人より多い人がいたからもうスクリを
おこなった。つぎのようしてやきたいとおもう。
チームのヒール・チームのヒール、カミと見えているね。
[] のヒール、バレーボールを見ても、
[] が、いかに
ボールをいかにからそきまわって、いかに、いかに、
ヤニ、バレーボールをいかに、いかに、いかに、
バレーボールの、いかに、いかに、いかに、
いかに、いかに、いかに、
よくチーム、相手チーム、いかに、いかに、いかに、

【実践資料4】 チームメイトの考え

1/18 2000年 1600点
1/22 2000年 1800点

自分の意見：僕は、先ずから、先輩を見てきて、その先輩も「勝ちたい」という気持ちで表れていると感じてきました。その先輩は、キャプテンにふさわしい人で、かっこいい人だけれど、僕にはよく似た所があるという気がしています。大きく抱かれていますし、その勝たれたいという思いが、いつも溢れてきたと思います。僕は、勝つために努力を続けていきます。

1/23 コーティンを通して キャプテンとしての強さ、気持ちを期待します。
● 何かあると、水通りのフリースをチーム全員でやることを、とても思っています。普通のコートでは、ボールがない選手が指示を出さないとか、カバースキルがないとか、あんなに上手い人が出てこないなど、よく聞きます。特に、行灯の練習やミニゲームの意味が、みんながゴールキーパーになり、各々の試合の位置をそれぞれ見て、自分がやらなければならないことです。

反省と今後の目標がチームの成長につながることを、みんなで共有したい。

【実践資料 6】 3 年生への感謝の言葉

[illegible]

実践報告後の話合いから

- ・「野球ノート」が本当に有効活用されている。実際に書かれたノートを見せてもらおうと、書くことや自分の考えを表現することが苦手な特別支援学級の子たちでもこんなふうになれるんだと感心する。顧問とのつながり、保護者とのつながり、そして自分自身とのつながりになっているのではないかと感じる。意欲を感じられるし、自分のことだけではなくて、チームのことも考えて活動している様子がよく伝わって成長しているのがわかる。
- ・ 特別支援を必要とする生徒が部活動をやらせてもらえない現状があるが、子どもの権利条約からすると、障がいのあるなしとか、障がいの程度にかかわらず、誰でも好きな部活を選んで参加する権利がある。それを誰も制限してはならないということだと思う。

ポートフォリオを通して 児童の自己肯定感を高める実践

1 実践への思い・考え

現代社会に飛び交うニュースの中には、いじめや不登校といった暗いニュースが後をたたない。そういった環境の中で、毎日通う学校生活が楽しいものになるためには、授業や学級活動の充実が最も大切であるが、その素地のひとつとなるものが自己肯定感だと考えている。

今回、学級活動の中にポートフォリオを取り入れ、日常生活の中で他者から認められる場を設定した。児童が、その記録をファイリングしていくことで自分が周りから大切にされている存在であるということに気づくこと、さらに、自分のよいところをもっと伸ばそうという心情を高めることをめざし、実践を行った。同時に、ポートフォリオを通して、他者への思いやりの気持ちが高まり、友だちどうしがあたたかく関わり合える集団になっていくことを期待し、実践を行った。

2 子どもの権利条約との関係性

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとながよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

児童が、ポートフォリオを通して自分のよいところを伸ばしていくこと、さらには、自分の改善点などについても見つめ直し、よりよい自分をめざしていこうと考え行動していくことで自己肯定感が高まっていくと期待している。児童に寄り添い、児童の心が育つとりくみをめざして実践を行った。

3 実践の概要

時系列	教師の働きかけ	子どもの姿等
4月	ポートフォリオの活動について児童に紹介、説明をする。 ポケットタイプのクリアファイルを1人に1冊ずつ用意する。 4月の参観会、懇談会で保護者にこのとりくみについて説明し、理解を得る。 ・教室の一面にポートフォリオコーナーを設置し、ファイルと付箋を設置する。	  友だちからもらった付箋を嬉しそうにファイルに貼り、大切に管理する姿が見られた。 
5～7月	【ポートフォリオの実践】 ①1日の学校生活の中で、友だちのよい表れについて付箋に書いておく。 ②書いておいた付箋を友だちに渡し（もしくは机の上に貼っておく）、読んだ付箋は自分のファイルに貼って保存していく。 ③7月の懇談会では、保護者にも協力してもらい、メッセージを書いてもらった。	・自分の親からのメッセージを嬉しそうにながめ、ファイルに保存していた。

時系列	教師の働きかけ	子どもの姿等
9～12月	ポートフォリオのとりにくみについて、よい表れやメッセージを学級便り等で知らせ、活動がより活発になるように工夫した。 付箋が少ない児童に、教員が意図的にメッセージを書き、他の児童に紹介することで活動が広がるようにした。 道徳の授業と関連させた。	- 活動のマンネリ化に伴い、活動が停滞してきた。 - いつも同じ友だちだけではなく、隣の友だち、異性の友達等にもメッセージを書く姿が見られるようになってきた。
1～3月	ピックアップ児童のとりにくみを実施。朝の会で当たった児童について、その日は学級全員でその児童へのメッセージを書いて渡す。 アンケートの実施	(ピックアップ児童の抽選) 活動が活発になった。 

4 実践のまとめ

- 多くの児童が、ポートフォリオを通して自分や友だちのよいところに気づくようになった。
- ファイルを見ることで、普段気がつかない児童の姿を知ることができ、児童理解につながった。児童をほめる、認める場面が多くなった。
- 児童も教員も、肯定的な見方をするようになった。
(落ち着きがなく、注意されることが多い → 明るくみんなを元気にしてくれる)
- △同じ活動だけでは、マンネリ化してしまう。
- △よいところに気づく目や心を育てないと、同じようなメッセージになってしまう。
- △付箋をあまりもらえない児童等の問題がでてくるので、教員としての効果的な手立てを考え、実践していく必要がある。

実践報告後の話合いから

- ・「パーソナルポートフォリオ」は自分では気づけていなかった(認められていなかった)自分のよいところ、よい表れが積み重なることで、周りから認められているという感情が高まる。そのことから自己肯定感を高めることになるのだと思う。
- ・よいところ、よい表れをなかなか見つけてもらえない傾向のある子どもは、人のよいところ、よい表れを見つけてあげられない傾向があるように思う。周りの人のよさに気づける目や態度を養えるよう支援していくことが大事だと思う。
- ・学校や学級でなかなか認めてもらえない状況にある子どもは、家庭においてもそうなのかもしれないと感じる。機会を捉えて、家庭でもほめられる、認められるという自己肯定感を高めることにつながるような連携をすすめていけるのが理想である。

どの子も自分が好き! 友だちが好き! 学校が好き! と思える学級づくりをめざして ～学級が自分の居場所と感じられるようにするために～

1 実践への思い・考え

本学級では、4月当初の引き継ぎや家庭訪問で家庭での様子を聞くと、学校へ度々遅刻してしまう子や休んでしまう子、家庭で登校を渋るといった子が多くいることがわかった。そういった子どもたちも、学校に来てしまえば、友だちと仲良く過ごすことができるし、前向きに活動に参加することができているように見えるため、原因がよくわからずにいた。

そこで、『何が原因なのか』考えるために、子どもたちの実態把握を兼ねて、アンケートを実施した。アンケートでは、教科に関することや日常生活の友人関係、そして自分のことが好きか、自信があるか、といったことを質問してみた。アンケートの結果、『自分のことが好きだ』と答える子は、全体の25%と低い結果が出た。しかし、『自分に自信がある』と答えた子は、65%と半数以上の子が自信をもっていることがわかった。しかし、理由としてあげていることは、「習い事で賞を取っているから」といった学校以外での成果から自信をもつ子がほとんどであることがわかった。

また、学級の特性を観察し、よいところと改善したいところを分析してみた。

〈学級のよいところ〉

- ・明るく元気な子が多い。
- ・友だちが困っている時に声をかけたり、助けたりすることができる。
- ・1年生の面倒をよく見ている。
- ・全体的にマイペースな子が多い。

〈改善したいところ〉

- ・積極的に何かにチャレンジしたり、行動したりすることが苦手である。
- ・ほめたり褒められたりすることが苦手である。

これらのことから、自分のよさを感じ、自分が学級にとって必要な存在であることを感じることで、自尊感情が高まり、学校に行きたいと思えるのではないかと考えた。そこで、「ほめる活動やほめられる活動を積極的に取り入れることで、自尊感情や自己肯定感が高まり、他者を認め、どの子にとっても居心地のよい教室となるだろう」と仮説を立てた。

また、全体の様子と休みがちであると引き継ぎのあるAさんBさんと、遅刻が頻繁であるCさんを抽出児童として見守った。

2 子どもの権利条約との関係性

第29条 教育の目的

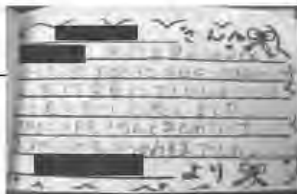
教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

自分のよさを知ることや他の人のよさを見つけるよい目を養うことで、自尊感情や自己肯定感が高まり、自分は大切な存在であることや自分だけではなく周りの友だちも大切な存在であることを感じるができるようになった。自尊感情や自己肯定感を高める活動を行うことで、第29条の目的に迫るものと考えた。

3 実践の概要

4月から5月は、教員から発信することを心がけた。6月からは、子どもたちどうして伝え合う活動を取り入れていった。

時系列		教師の働きかけ	子どもの姿等
4月		1 教員が黒板にその日によかったことやうれしかったことを書いた。また、その時具体的に名前を入れ積極的にほめるよう心がけた。 2 帰りの会の時間に、「よいことみつけ」の時間を取った。(1年間継続) 3 1か月かけて、子どもたち一人一人のよい表れを見つけ、付箋に書き、音読カードに貼り、家庭に伝わるようにした。また、家庭訪問の際に話題にし、家庭でも積極的に褒めていくことが大切であることを伝え、家庭への啓発をはかった。	・昨年度の学年でも経験があるようで、積極的に友だちのよいところやがんばっている様子を見つけて発表する子が多くいた。 
5月		4 1を継続して行った。 5 子どもの実態をしっかりと把握することが大切であると考え、アンケート形式の実態調査を行った。	・自分が好き→25% ・自信がある→65% ・「1か月間でうれしかったこと」をテーマにアンケートを取ると、「給食の準備を手伝ってほめられたこと」と教員が音読カードに書いて家庭に発信したことを書いた子がいた。
6月～ 継続して	6月末	6 運動会が終わり、少し落ち着いた時期より「〇年〇組 スター発掘!!」と題し、友だちのよいところを見つけたときや、友だちに「ありがとう」を伝えたいときにメッセージを書く活動をスタートした。用紙は、一人一人にデザインしてもらい印刷し、学級の見える所にコーナーを作り、いつでも書けるようにした。 7 アンケート実施 「〇年〇組 スター発掘!!」を実施してみても感想も合わせて聞くことにした。	・Cさんが、友だちのよいところをたくさん見つけて積極的にとりくむ様子が見られた。 ・自信がある→44% ・「やってみて、私のところに入っていてうれしかった。」や「もっとよいことをしたくなった。」「書くことで自分の気持ちも気持ちいい。」といった前向きな言葉が多く書かれていた。 ・自信があると答えた子は、「段々と発表ができるようになった。」など、学校でできるようになったことを書く子が増えた。 
「〇年〇組スター発掘!!」感想 ・「隣の人がスターを書いてくれたことがうれしかった。」(1か月の中でうれしかったこと) ・自分が知らない所でがんばっている人、よいことをしている人がいることがわかる。 ・これはよいと思います。これをやっていると、仲良しになれるかもしれません。 ・自分の所に入っているとうれしいから続けたい。 ・いろいろな人のやさしいところを見つけられてよかった。			
		8 「自分の隣の席の友だちのよいところを見つけよう」と呼びかけ、とりくむ日を設けた。 9 少年の主張大会に出場する友だちに応援メッセージを込めて、一人一枚書いて渡した。	・出場する友だちが、たくさん練習していたことや段々とうまくなっていったことなど、具体的に書いてほめたり励ましたりしている子が多くいた。
8月	8月末	10 少年の主張大会に出た子どもが、夏休み明けに、応援してくれたみんなへ、一枚ずつカードを書いてきてくれた。 11 アンケート実施	・自分が好きだ→28% ・自信がある→53% 

時系列		教師の働きかけ	子どもの姿等
9月		12 ほめることほめられることのよさを体験する。 「個の確立した集団を育てるほめ言葉のシャワー 決定版 著：菊池省三」	・子どもたちは少し照れながらも楽しみながら活動に参加した。 ・Aさん、Bさん、Cさんとも、友だちの良いところを見つけ、具体的にほめたり、感謝の言葉を書いたりしていた。
やり方 ①4つに折って自分の名前を書く。 ②教員が集めて、ランダムに配る。 ③書かれている人の良いところを書く。 以上を4回繰り返す。 感想 ・いつも言えないことが言えて、とってもすっきりした。自分が、知らず知らずのうちにやっていることが、役に立っていることがわかってとてもうれしかった。			
	9月末	13 宿泊行事が終わり、自分の班だった友だちのよかったところやありがとうの気持ちを伝えようと投げかけた。	
10月		14 ほめ言葉をたくさん出し合う活動。 「個の確立した集団を育てるほめ言葉のシャワー 決定版 著：菊池省三」	
やり方→自分の学級の実態に合わせてアレンジした。 ①言われてうれしい言葉を出し合う。(個人) ②言われてうれしい言葉を出し合う。(班) ③黒板に書く。 ④この言葉がいっぱいになると学級は何色になるか尋ねる。 感想 ・みんな、ほめ言葉を言っていたので笑顔だった。これを生かして、みんなを笑顔にしたい。			
	10月中旬	15 「〇年〇組 スター発掘!!」の1学期分をまとめ、家庭に持ち帰る。同時に、お便りに家庭で読んでほしいこと、またそのことについて子どもと話してほしいことを伝えた。保護者の方に感想をお願いした。 16 アンケート実施	・家庭より 「家では見せない優しさ。もっていたんですね。人に親切にする。助けてあげる。その心が自然に身に付いてくれ、うれしく思います。」といった感想が寄せられた。 ・自分が好き→17% (下がってしまったがまあまあという子が多数。ややから上がった子も多かったです。) ・自信がある→60% (先生や友だちからほめられるようになったからという子がいた。)

○Aさん、Bさん、Cさんのアンケートの変化（質問内容：自信があるか。）

	Aさん	Bさん	Cさん
5月	欠席	はい ・野球でダイビングキャッチができる。	いいえ ・だれかに頼まれたことをやると文句を言われるから。
6月	いいえ ・ほとんど休んでしまった。	はい ・スポーツで自信があるから。	いいえ ・遅刻と言われるから。
8月	はい ・25 m泳げた。勉強が少しわかった。	はい ・野球が上手だから。	いいえ ・しっぱいばかりだから。
10月	いいえ ・友だちに注意ができない。	はい ・算数で手を挙げられる。	はい ・発表ができるから。

○Aさん、Bさん、Cさんの「スター発掘！！」に対する考え

- ・ Aさん…隣の人を見ることは、あまりないのでよかった。
- ・ Bさん…もらってうれしいし、あげた方も気持ちがいい。楽しい。みんなから、スターの紙をもらってすごくうれしかった。自分が目標にしていたことをほめてもらってすごくうれしかったです。
- ・ Cさん…いろんな人がすすんでいろいろなことをやっていることがわかった。

4 実践のまとめ

○成果

- ・ 直接この活動が結びついているかわからないが、AさんBさんの休みが少なくなった。Aさん、Bさん、Cさんに対して、「学校に毎日来てほしい」と願う子が出てきた。
- ・ 学級全体が明るい雰囲気になった。
- ・ ほめる機会ができ、「今まで照れて言えなかったことが言えるようになった」という子が増えた。
- ・ Cさんが、前向きに活動に参加し、自信をもてるようにまになった。
- ・ Aさんの自信がもてない理由が、自分のことから他を意識したものに変わった。
- ・ 子どもたちから、「学級が好き」「友達が好き」といった言葉が出るようになった。子どもたちが、安心して生活している姿から「居心地のよさ」が感じられる学級になってきた。

○課題

- ・ 子どもたちが、カードを書く時間の確保が足りなかった。子どもたちからも、「書きたいが、時間が無い。」という声が多くあがった。そのため、書く枚数の増加につながらなかった。こちらが時間を設定して書けるようにしたり、書くことのよさを啓発したりするなど、工夫が必要であった。また、「〇〇した時に△△と書くといいね。」といった具体的な指示が足りなかった。
- ・ アンケートの項目の中で、「自信がある」という項目を作ったが、子どもたちにとって「自信」という言葉が難しかったようである。子どもたちにとってわかりやすい言葉で聞けるとよいと感じた。また、「自信」について説明したところ、数値や理由の内容に変化が見られたため、最初から定義をきちんとするべきであった。

実践報告後の話合いから

- ・ 子どもたちのよいところが家庭に伝わって、保護者に「うちでは見えていなかったこの子のよさがあるんですね」と気付いてもらえるつながりはとてもいい。子どもたちに「ほめられて嬉しい」という気持ちが増えていけばそれは自己肯定感を高めることにつながっていく。
- ・ 学級の中の登校を渋りがちな子が、よいことみつけのとりくみで自分のことを受け止められるようになってきたのはとてもよい成果だと思う。周りの子どもたちのよさに気付いたり、認めたりする姿勢を育てていくことが大事。
- ・ 不登校については、家庭への支援が必要な場合は、教職員でチームをくんでアプローチしていかないと大変になってしまう。ただ、子どもたちは「学校に行きたい」のに、家庭の支援が得られないことで行くことが困難になるのであれば、周りでサポートしていきたいところである。
- ・ 不登校はよくないことと決めつけしないで、「学校に行きたくない」というのも子どもたちのひとつの意思表示として接していく必要もあるのではないかなと思う。

誰でも どこでも 今すぐできる 自己肯定感を高める実践

1 実践への思い・考え

私の学校では、3年生から6年生が人間関係づくりプログラムを実施し、効果測定を行っている。昨年度の調査の結果、「私は自分のことが好きです」「私には他の人にはないよいところがいっぱいあります」という問いに対し、半数近くの子どもが“あまりあてはまらない”“あてはまらない”と答えている。そこで、自己肯定感が低いことは、学校全体の大きな課題と考え、自己肯定感を高める実践にとりくむことにした。

2 子どもの権利条約との関係性

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんだんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

子どもたちは、認められることで、大切にされていると感じ、よりよい自分をめざそうとする。自己肯定感を高めるとりくみは、子どもの権利条約の第29条を具現化させる実践だと考えた。

3 実践内容

「効果的なボイスシャワーをかけ続ける」

時期	実践内容
4月	(1) 全職員で実践内容の確認（4月職員会議） ①誰がどういうことで子どもたちをほめるのか話し合い、チームでほめることを確認した。 ②“どういうほめ方がよいのか”“何をほめるのか”話し合い、効果的なほめ言葉の条件を確認した。 ・その場でほめる ・全体の前でほめる ・伸ばしたいこと、広げたいことをほめる ・頑張っている過程と結果、ともにほめる
4月～	(3) 子どものよい表れを紹介する「いいねタイム」 教職員が見つけたよい表れを「いいねカード」に書いてもらい、お昼の放送で紹介した。 <学校評価から> ・いいねタイムを子どもたちは楽しみにしていました。紹介された子どものにこにこしてうれしそうな様子が微笑ましい。 ・他のクラスの先生にほめてもらおうと、よりうれしいと思います。いいねタイムがクラスの励みになっていました。
4～5月	(2) ストーリー性のある重点シャワーポイントの設定 ①第1ステージ：「聞くこと」について重点的にほめる 学級づくりの時期なので、「聞くこと」が身につくことで、ルールやマナー、規範意識が高まるのではないかと考えた。そこで、すべての活動の基本となる「聞く」をまずは徹底した。 

時期	実践内容															
4～5月	<子どもたちの感想> ・終わりまで話を聞いていたら、国語が楽しくなった。 ・わたしが発表する時に、全員がわたしを見てくれてうれしかった。 ・自分が発表する時に、聞いてくれないと困るから、しっかり聞こうと思いました。															
6～7月	②第2ステージ：「清掃」について重点的にほめる（6～7月） 土台が固まったところで、自らの成長を支える環境に目を向けて活動すれば、学級や学校をきれいにしているという役割に気づき、自己有用感が高まるのではないかと考えた。そこで、「清掃」を第2ステージの重点とした。 <子どもたちの感想> ・汚れたぞうきんを先生に見せたら、「花マルぞうきんだね」とほめてくれたので、うれしかった。 ・教室や学校中がきれいになってうれしかったです。 ・そうじが好きになったので、家でも机の上を整頓しています。 <教職員の反省> ・「聞く」「清掃」と重点シャワーポイントが決まっていたので、指導しやすかったし、子どもたちも意識して学校生活を送っていた。 ・みんなでボイスシャワーをかけたのはよかった。「聞く」からスタートしたのも効果的だった。 ・ボイスシャワーを意識するだけで、子どもたちへの接し方が変わった。穏やかに関われるようになった。 															
4～5月	（4）ほめ言葉のシャワーの実践 ～6年生のとりくみ～ ※菊池省三氏の「ほめ言葉のシャワー」（日本標準）参照 毎日一人について、クラス全員が順番に話す。相手のよいところについて、「～のようなことをしたので、一生懸命やる人だと思いました」など、具体的な行動を挙げて話した。最後に、ほめ言葉のシャワーを浴びた子どもが、ほめ言葉のシャワーを浴びた感想を伝え、ありがとうと言って終わる。 <子どもの感想>  人間関係づくりプログラムの効果測定結果 ※信頼感総合のポイントが低かった子どもの変容 <table><tr><th></th><th>4月</th><th>7月</th></tr><tr><td>A</td><td>30.5</td><td>46.8</td></tr><tr><td>B</td><td>32.5</td><td>39.2</td></tr><tr><td>C</td><td>31.5</td><td>58</td></tr><tr><td>D</td><td>28.6</td><td>53</td></tr></table> 自己肯定感の低い子どもにとって、自分のよさを認識できるとりくみは、大変有効であるとわかった。 <児童アンケート集計結果から> 20の項目の内、一番評価が高かったのは、「ほめられてうれしかった」であった。 （よくあてはまる：65.5% あてはまる：22.4%） ※資料1 <学校評価アンケート（保護者）の結果から> 15の項目の内、一番評価が高かったのは、「お子さんは、学校が楽しそう」であった。 （よくあてはまる：58% あてはまる：38%） 2番目は「学校には信頼できる先生がいる」であった。 （よくあてはまる：34% あてはまる：53%） ※資料2		4月	7月	A	30.5	46.8	B	32.5	39.2	C	31.5	58	D	28.6	53
	4月	7月														
A	30.5	46.8														
B	32.5	39.2														
C	31.5	58														
D	28.6	53														

4 実践のまとめ

<成果>

- ・全職員でとりくんだことで、大きな効果があった。担任だけでなく、いろいろな教職員からほめられ、子どもたちはうれしくなって、学校がより楽しくなった。また、子どもの姿を通して、保護者の信頼も得られたのではないかと考える。
- ・重点シャワーポイントを決めたことで、とりくみがはっきりし、教職員が指導しやすくなった。また、子どもたちも重点シャワーポイントを意識して生活したため、大きく成長したと思う。学校全体に一体感が生まれたことも成果の1つだった。
- ・ほめ言葉のシャワーの実践から、友だちに認めてもらうことで、自分のよさに気づくのだと感じた。高学年になると、ほめられることに恥ずかしさを感じる子ども（特に自己肯定感が低い子ども）も多くなるが、全員からほめられることで、ほめ言葉を受け入れられるようになり、少しずつ自分のよさを認めていくのだと思った。

<課題>

- ・他の教職員がどのようなボイスシャワーをかけているのか、全体で共有し、今後の指導に役立てたいという声があり、研修を深める必要性がある。
- ・一朝一夕で変わるものではないので、継続していくことが大切だと感じた。学校が、どの子にとっても居心地のよい場所となるよう、今後も教職員が一丸となってとりくんでいきたい。

5 実践資料等

【資料1】

学校生活アンケート（4～6年生）

年 組 男・女

あなたの学校生活について、5～6年生のアンケートについて「とてもいい」「まあまあいい」「普通」「まあまあ悪い」「とても悪い」という5段階の星で評価してください。

評価	とてもいい	まあまあいい	普通	まあまあ悪い	とても悪い
1. 学校が楽しいと感じている。	4	3	2	1	
2. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
3. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
4. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
5. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
6. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
7. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
8. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
9. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
10. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
11. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
12. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
13. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
14. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
15. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
16. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
17. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
18. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
19. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
20. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	
21. 友達や先生と仲良くしている。	4	3	2	1	

【資料2】

学校評価保護者アンケート

相互の保護、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。さて、本校の教育活動について、保護者の皆様よりご意見を伺い、2学期以降の活動を一層充実させていきたいと考えています。つきましては、以下のアンケートにお答えいただき、7月20日（水）までに担任へ提出していただきますようお願いいたします。

年 組

※お子さん1人につき、1枚ずつ配布させていただきます。お子さんによって、あらわれが異なると思われるので、お手数ですが、「お子さん1人につき、1枚」のアンケートにご協力をお願いします。※当ではまるもの一つを黒の鉛筆またはシャープペンシルで丁寧に塗りつぶしてください。

< 1 そう思う 2 大抵そう思う 3 あまり思わない 4 まったく思わない >

1	お子さんは、授業（学習内容）がよく分かっているようだ。	①	②	③	④
2	お子さんは、10分×学年の時間家庭学習に取り組んでいる。	①	②	③	④
3	お子さんは、家庭でも読書をよくしている。	①	②	③	④
4	お子さんは、家庭や地域でもしっかりとあいさつをしている。	①	②	③	④
5	お子さんは、正しい言葉遣いで人に接することができる。	①	②	③	④
6	お子さんは、学校の決まりや家庭で決めた約束を守っている。	①	②	③	④
7	お子さんは、「早寝 早起き 朝ご飯」を実践できている。	①	②	③	④
8	お子さんは、地震や津波の際の対応（学校外で災害に遭遇したら、どのように行動するか）が分かっている。	①	②	③	④
9	お子さんは、交通安全に気を付けて行動できている。	①	②	③	④
10	お子さんは、学校が楽しくて。	①	②	③	④
11	学校には、信頼できる先生がいる。	①	②	③	④
12	学校は、児童一人一人に親身に関わっている。	①	②	③	④
13	学校は、教育方針や教育活動（子どもの取組や様子も含む）をよく伝えてくれる。	①	②	③	④
14	学校は、相談しやすい雰囲気や体制になっている。	①	②	③	④
15	学校は、「地域とともに子どもを育てる」ことを大切にしている。	①	②	③	④

- ・ 子どもの権利条約と照らし合わせると「その子その子らしくのびのびと生活できる」ようにしたい。そのためには、自己肯定感をもてること、高められることが大事だと思う。
- ・ ほめることは、子どもたちの自己肯定感を高めることにつながっていくと思う。ただ、ほめるだけではなくて、認めていく、励ましていく、助言していく等を含めてボイスシャワーをかけることがさらに有効になるのではないかな。
- ・ 全校体制でとりくむことができるのは、いろいろな場面で認められる機会が増えることになるのだと思う。他を認めるあたたかな目や心をもつことは、子どもと教職員の関係はもちろん、教職員どうしの関係もよい形になり、結局それが子どもたちのためになっていくと言える。
- ・ 子どもたちへの声かけのために、ステージごとの視点をもったことは、教職員の共通理解が得られやすくてよい。「ほめ方」も考え合っていきたい。ベテラン教職員から学びたい。

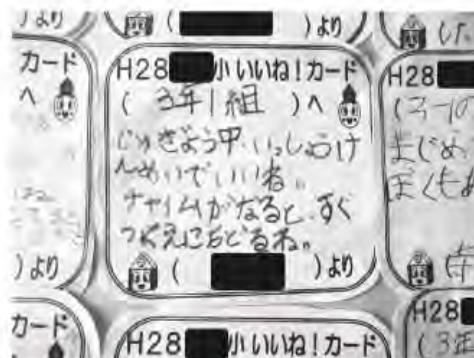


「ありがとう・いいね」カードのやり取りを行い、 自己肯定感を高める実践

1 実践にあたって

本校は家庭環境が複雑な子が多く、不登校や特別支援を要する子どもたちが多く在学している。

このような子どもたちに対して、ありがとうの気持ちを込めたカードや、いいね！とほめられるカードを全校で交換することにより、子どもたちは他者から見た自分の特徴を知り、自分らしさを伸ばそうとするのではないかと考えた。自己肯定感を高める手立てを行うことによって、子どもたちは自分自身を好きになり、これから前向きに成長していくことができると思い、実践を行った。



2 子どもの権利条約との関係性

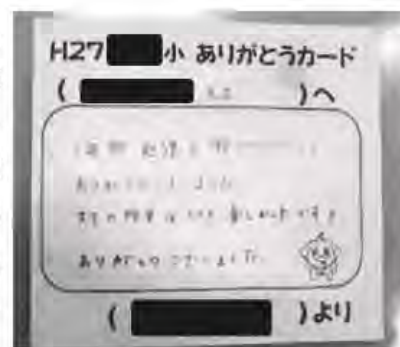
第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとながよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

子どもたちは、他者から認められる、ほめられる、感謝されることにより、大切にされていると感じ、よりよい自分をめざすことになると考えた。自己肯定感を高めるとりくみは、子どもの権利条約の第29条を具現化させる実践だと考えた。

3 実践内容

本校では子どもたちの発案したマスコットキャラクター「スマ犬（すまいぬ）」にちなんで、5年前から「スマ犬賞」（あいさつ賞）を学期末に年2回、3年前から毎月10日を「ありがとうの日」としてありがとうカードを書く活動に校内一斉でとりくんでいる。テーマは教員が指定して、家族に向けた「ありがとう」や、隣の席の子へ「ありがとう」。ペアの子へ「ありがとう」、自由テーマでありがとうカードを渡すことができる日など、できるだけ1枚書いて、1枚返ってくる、もしくは、感謝の言葉を述べられるように心がけて設定してきた。（よいものは給食の時間に放送する。）



今年度から毎月11日を「いいねの日」として「いいねカード」を渡す日にした。（2日間連続して書く大変なので、いいねカードとありがとうカードは交互に行うことにした。）いいねカードもやはりテーマが決まっており、「家族」「同じ学年のほかのクラス」「隣の席の友だち」など自分がよく見て、取り入れたいなと思うようにしていこうととりくんでいる。また、そのカードは「自分の成長の記録」というスケッチブック A4 サイズのノートに貼りためていく。（6年間保存）

カードを交換した感想を書いてもらうと、8割以上の子が素直に喜びや感謝の気持ちを表現していた。この活動を通して、友だちと認め合い、励ましあうことのよさを感じることができたと考えられる。

児童の感想（6年生）ありがとうという言葉はとてもいい言葉だし、言っても言われてもよい気持ちになります。自分も今後は言っていきたいです。



4 実践のまとめ

- カードをもらい、自分自身と向き合うことで心が成長する。新たな見方ができるようになる子もいた。
- 人から認められることは、子どもにやる気と自信をもたせ、長く心の支えとなっていた。ここで得たことは社会に出てつらいことに会ったとき、乗り越えられる力になると感じた。
- ポジティブなフィードバックを伝え合う活動を継続すれば、居心地のよい学級・学校をつくることができる。しかしその反面、馴れ合いを感じていたところもある。すぐに併用して他のカードを登場させ、興味関心を継続させたのがよかった。
- 低学年でも短時間で書けるカードの大きさにして、負担にならないのがよかった。
- △フリーテーマの時には、1枚もカードをもらえない子や、何枚ももらえる子など偏りが生じた。
 - ・実践を通して、子どもに対して肯定的な評価・承認を心がけることがいかに大切か感じた。
 - ・今後も子ども・教員・保護者が関連したカードもしくは自己肯定感を高める手立てを考え、子どもが温かく見守られていると実感するようにしていく。

実践報告後の話合いから

- ・「ありがとうカード」「いいねカード」ともに、自分が認められること、友だちの行いを認めたり自分に取り込んだりする機会にできてよい活動だと思う。自分のよさが6年間たまっていくのは子どもたちにとっては嬉しいこと。長期的なとりくみのようなので、ただやっているだけの活動にならないことや教職員にとって時間的な負担にならないようにすること等の課題が考えられるので、工夫は必要になってくるかもしれない。
- ・全校でとりくむことができるのは理想的な姿だと思う。直接的な要因になっているのかわからないが、子どもたちはあいさつが活発にできるようになってきたというよい変容から、委員会活動と絡めるなど子どもたち自身がとりくみをすすめるようになると、「学校自慢」につながりそうだと感じた。自分の学校が好き、居場所がある、というのは不登校を増やさないことにもなるのではないだろうか。

子どもの健やかな成長のために、学校ができること

1 実践への思い・考え

「学校は、子どもたちにとってどんな場所であるべきか？」

私は2年間、子どもの権利条約推進委員会の所員として研究をすすめる中で、上記のような質問を自分にしてみることがある。学習の場、人間形成をする場等、教員の教育観や子ども観等で、答えは一つに絞るのは難しい。

上記の質問に対して、私は「居場所がクラスにある（所属感）」ということが大切だと考え、日々の教育活動にとりくんでいる。日々学校に通う子どもたちが生活する上で、教員がどれだけ一人一人の子どもに「居場所を提供できるか」が、『子どもの健やかな成長』のために大切な要素だと考える。そこで、今、自分が『居場所づくり』のためにやっていることを中心にまとめることにした。

2 子どもの権利条約との関係性

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんだんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるとことや、みんなとながよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

子どもたちは、認められることで、大切にされていると感じ、よりよい自分をめざそうとする。自己肯定感を高めるとりくみは、子どもの権利条約の第29条を具現化させる実践だと考えた。

3 実践内容

一日の中で心がけている「居場所づくり」

場	教師の働きかけ	子どもの姿等
学級	○登校に困難を感じている子への朝の電話連絡 ・生活のリズムを維持できない子には、毎朝、電話連絡をしている。その際、「学校で待っているからね。」と声をかける。子どもや保護者の声を聞き、必要に応じて、家庭訪問をする。	・家庭環境が安定しないことから、登校に困難を感じている子である。「毎日学校に登校すること」を目標に、電話をかけ、家庭訪問を行っている。欠席が連続することなく、登校できている。
学級 学校	○あいさつ ・「○○さん、おはよう！今日の音楽、楽しみだね!!」等と言添えてあいさつをする。本校では、あいさつを自慢の一つと考えている。職員も子どももハイタッチであいさつをすることが定着してきている。	・本校では「学年・学校で子どもを育てていく」という文化が根付いている。担任だけでなく、どの職員も子どもたちとハイタッチをしている。

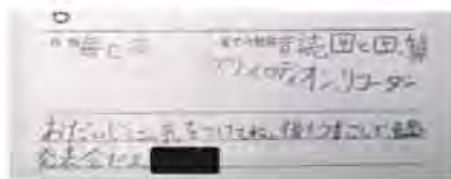
場	教師の働きかけ	子どもの姿等
学級	○休んだ子への配慮【資料1】 休んだ子への配慮は特に、気を配るようにしている。学習形態を変えた時の机の移動や配付プリントの整理、次の日の予定等、『休んでも、クラスに居場所がある』という気持ちを大切にしたい。家庭への連絡も確実に行う。班替えや係決めなどは、全員がそろった時に実施する。	ノートに、その日の頑張りやよい表れを書くことで、前向きに生活できる子が増えている。ノートの中では、教員－子どもの一対一の場が確実に確保されているため、ノートで褒めることは、大きな効果があると感じる。ノートが一つのコミュニケーションのツールとなり、子どもの頑張りを引き出すことにつながっている。
学級	○赤ペンコメント【資料2】 結果だけでなく過程、意図をとらえて勇気づける。『!!』や『☆』、簡単な絵文字などを入れて感情を表現する。 例) すばらしい!! ○○くん、字がすごく上手になったね☆クラスのお手本です。	
学校	○頑張っている子の紹介【資料3】 賞などをもらった子の名前を、学年や職員室前の掲示板で紹介をしている。多くの職員で共有し、褒める場面を増やしている。	本校では、子どもたちの頑張りや、職員全体で共有するように努めている。多くの職員が声かけをすることで、自信をもって生活する子が増えている。また昼の放送では、放送委員を中心に、友だちの頑張りを紹介している。多くの頑張る姿が紹介され、何事にもめあてをもってとりくむ子が増えている。
学校	○昼の放送 毎日の昼の放送で、各委員会が「～名人」、「～大賞」という形で紹介をしている。 例) 児童会…「あいさつ大賞」 体育委員会…「朝トレ大賞」 美化委員会…「掃除名人」 給食委員会…「残飯0きょうそう」 放送委員会…「名人さがしの旅」等	

4 実践のまとめ

前期の子どもアンケートには、「あなたは、学校が楽しいですか。」の問いに、29人中26人の子が「とても楽しい」「楽しい」と回答している。『楽しい＝居場所がある』ではないが、クラスの90%の子どもが、楽しく学校生活を送れていることは、一つの成果であると考ええる。一方で、「あまり楽しくない」と回答する子が3人いる。その理由は、「勉強が嫌い。友だちづくりが苦手。」である。授業の中での居場所や友だちとの関わり合いをもっと大切にしていきたい。

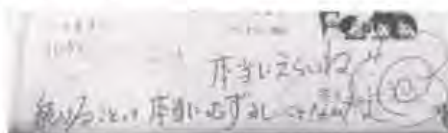
5 実践資料等

【資料1】



→『おだいじに。気をつけてね。後もうすこしで、音楽発表会だよ。』欠席者への気配りによって、子どもの思いやりのある発言も増えている。

【資料2】



→直接頑張りを伝えることも大切であるが、ノートは残るので効果が大きいと感じた。その子にあったコメントを大切にしている。
資料は、自主学習をやってきた子に対するコメント

【資料3】



→職員室前や学年掲示板には、子どもたちの頑張りを紙にして貼り出している。子どもたちの頑張りを認め、声かけをしている。

実践報告後の話し合いから

- ・ 朝からすっきり登校することができない子については、家庭環境、保護者の状態が影響しているケースが多い。学校や教職員の支援だけでは限界があり、県内どこの地域においても、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、行政を含めた外部の人との連携が求められる。きょうだいが小中学校にまたいで在籍している場合は合同のケース会議は有効だと思う。各地域でそうした体制が整っていくのが望ましい。
- ・ ほんの些細なことであっても、教員からの言葉かけは子どもにとって嬉しいこと。実際の声かけ、ノート等へのアドバイスなど、子どもたちが「自分のことを見てくれている」と思える支援が子どもたちの自信や穏やかな心につながっていくので、大事にしていきたい。



生きる権利

《第2条》 差別は禁止です

子どもは、国のちがひ、性別、考え方のちがひ、障害があるか、お金持ちか貧乏か、などによって差別されません。

《第6条》 人間らしく生きる権利

子どもはみんな、人間らしく生きる権利をもっています。

《第24条》 治療を受ける権利

子どもは、病気になったときに治療を受ける権利があります。国は、子どもがいつも元気でいられるよう、できるかぎりのことをしなければなりません。

《第27条》 人間らしい暮らしをする権利

保護者は、子どもが人間らしい暮らしが十分できるようにする責任があります。国はそれを助けます。



育つ権利

《第28条》 学校で楽しく学習できます

子どもは、しかられるときにも、人間として、ほこりを傷つけられることはありません。

《第29条》 教育の目的は子どもを伸ばすこと

子どものもっている力をのばしていくこと。自分やまわりの人を大切にする。世界の言葉や文化などのちがひを知って、なかよくすること。自然を大切にする。

《第31条》 休んだり、遊んだり、楽しんだり

休んだり、遊んだり、文化・芸術に親しむことができます。

《第39条》 傷ついても元気になるために

国は、戦争やひどい扱いにあって、子どもの心や体が傷ついたときは、元気になるようにあらゆることをします。

子どもの権利条約は子どものつよい味方!

《第3条》

子どもにとって もっともよいことを

子どもに関係のあることを行う
ときには、子どもにもっともよい
ことは何かを第一に考えます。

子どもが
主役!

子どもの人権連



守られる権利

《第19条》 暴力から守られます

国は、子どもが保護者の暴力で心や体を傷つけられたり、ひどい扱いを受けないように子どもを守らなければなりません。

《第23条》 障害のある子どものために

障害のある子どもが個性やほこりを傷つけられずに生活を送れるよう、国は環境を整えなければなりません。

《第26条》 社会保障が受けられます

子どもは、成長するために必要な費用や助けを受ける権利をもっています。国はできるかぎりのことをします。

《第34条》 性的に利用されません

国は、子どもが性的暴力を受けたり、性的に利用されないよう守らなければなりません。



参加する権利

《第12条》 意見を言う権利

子どもは意見を言うことができます。その意見は尊重されなければなりません。

《第13条》 表現する自由、情報発信の自由

子どもはいろんなことを伝えたり、自由に自分を表現することができます。

《第15条》 集まったり、参加したり

子どもは集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、そのことで、ほかの人に迷惑はかけません。

《第17条》 知ることができます

子どもは、社会のなかでしあわせに育っていくために、自分に役立つ情報を知ることができます。

※子どもの権利条約の条文はわかりやすくまとめています。

子どもの人権連：知っていますか? 「子どもの権利条約」子どもはひとりの人間だよ! リーフレットより

「認め合い」を通して自己肯定感を育てる実践 ～個人ポストのとりくみを通して～

1 実践への思い・考え等

(1)「個人ポスト」に期待すること

小3 理科の教科書で、エジソンのこんな言葉を見つけた。

『I have not failed. (わたしは1回も失敗していませんよ。)』

『I have just found 10000 ways that won't work.』

(うまくいかない方法をたくさん見つけたのです。)

成功する人は、自分で自分を前向きにする技(言葉)をもっている。自分で「自己肯定感」を高めることができるところがすごいと感じた。「失敗は成功のもと、失敗は宝だ!」と、本気で思えるようになってこそたくましく生きていけるのではないだろうか。

しかし、目の前の子どもたちからはこんな言葉がよく聞かれる。

「今日の体育は筋肉痛なので休みます」「転んで膝が痛いので走れません」

「野菜を残してもいいですか」「友だちにいやなことを言われたからやりたくない」

これらの言葉から、すぐにくじける、つらいことから逃げる、少しのがまんができないといった「ストレス耐性の低さ」を感じる。また、9月の保健室の来室状況を見ると、精神的な弱さが起因すると考えられるものが半分くらいを占めていた。これからの世の中を生き抜くためには、少々の困難に負けずがんばりを見せることが必要ではないか。

そのためには、子どもたちが「自分は一人の大切な存在である」と自覚することが大切だと考える。本来、それは幼少期に親の無条件の愛情を受けることによって育まれるべきだと言われているが、子どもたちを見ているとそのような子どもばかりではないと感じる。そこで、「自分にはこんないいところがある」と、子ども自身が自分のよさを発見し、自己の存在を肯定することができるようになることを期待して、「個人ポスト」の設置に学校全体でとりくんだ。

(2) 個人ポストの目的・方法

①目的

子どもたちが互いによさを見つけてカードを入れ合うことを通して、「自分は大切にされている。友だちから認められている」という思いをもつ。他者からの承認の受けることで、自己肯定感、自尊感情が育ち、少々のことではくじけず、つらいことがあっても自分で立ち上がり、前にすすむ「たくましさ」を発揮することにつなげる。

②方法

ア 子どもたちが各自、オリジナルの個人ポストを作成する。

イ カードは、朝の活動に設定された「カードの時間」や休み時間に書く。

ウ カードは3種類(白:いいところ、ピンク:ありがとう、黄:がんばったね)

エ 学期末の朝の活動でカードをまとめ、自分のよいところを文章化する。

オ 授業参観など来校した機会に、保護者にもカードを書いてもらう。

カ カードをまとめたファイルを家庭に持ち帰り、保護者にコメントをもらう。

2 子どもの権利条約との関係性

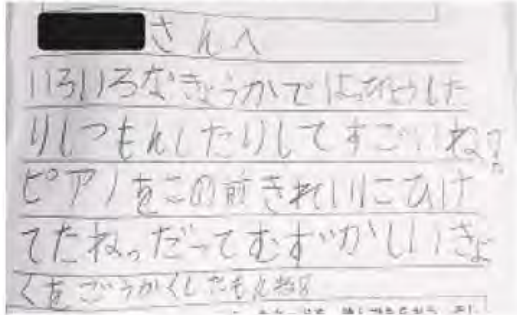
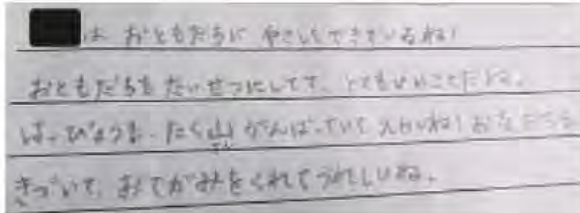
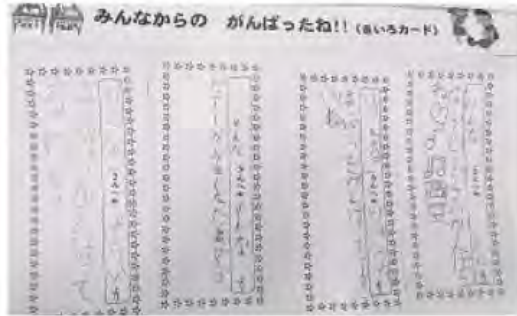
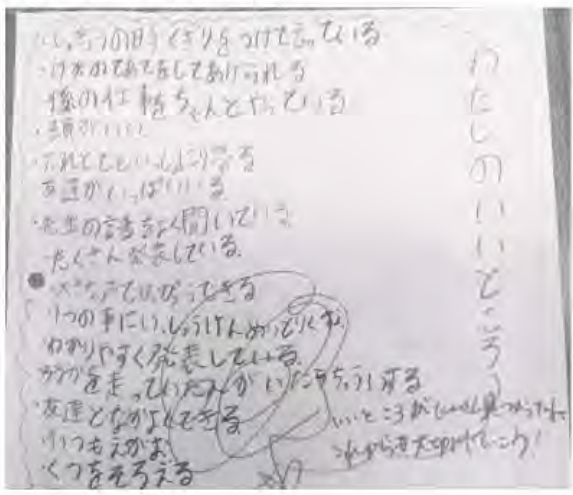
第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

「自分をのばしたい」という欲求は、マズローの欲求5段階でいうと最も高次の「自己実現の欲求」であろう。それを満たすためには、その下位にある「所属や愛情」「他者からの承認」が満たされる必要がある。個人ポストの設置を通して、「自分は大切にされている。友だちから認められている」という「他者からの承認」を得ることができる。また、個人ポストを設置したために不公平感を感じるような子が出てきては意味がない。カードの数や内容ができるだけ平等になるように手だてを講じることも必要となる。

3 実践内容

時期	学校・教員からの働きかけ	子どもの姿・表れ・資料等
4月	- 教職員間で個人ポスト設置の目的、とりくみ方を共通理解した。 - 友だちのよさを認め合い、「ありがとう」が言える子を育てる。 - 自分のよさに気づき自信を育てる。 - 朝の活動に「カードを書く時間」と「まとめる時間」を設定する。 - 月に1回、学年会、学年主任者会を開き、個人ポストのとりくみの進捗状況を確認する。 - カードの記入の仕方を例示した。	4月は個人ポストの設置が目標 個々がオリジナルのポストを作成した。
5月	- 内容が異なる3種類のカードを紹介した。 白：よい行動 ピンク：ありがとう 黄：がんばったね - どの子にもカードが入るようにする手だて - 隣の席の子に書く時間を設定する。 - ポストの中に学級名簿を入れ、カードを送った相手に○をつける。	
6月	- 保護者を巻き込む工夫 - 授業参観で保護者の方にも記入を依頼した。 - ホームページでとりくみを紹介した。	呼びかけをしたが、実際にカードを書いた保護者は少なかった。 とりくみの目的や、自己肯定感の大切さなどを伝え、理解を得ることが必要。 ぼくにはこんないいところがあるんだ。いつもはあまり意識してやっていなかったけど、喜んでもらえてうれしいな。

時期	学校・教員からの働きかけ	子どもの姿・表れ・資料等
7月	1 もらったカードをまとめる。 ・もらったカードを色別に分けて台紙にはる。 ・改めてカードを読み返し、自分から自分へ手紙を書く。自分をほめる形式で書くことを通して、自分のよさを文章化し再認識する。 【自分から自分への手紙】  2 まとめたファイルを持ち帰り、保護者からもコメントを書いてもらう。 	【「いいところ」の白カード】  【「ありがとう」のピンクカード】  【「がんばったね」の黄色カード】 
10月	 千歳 28 年度 7 月 学校評価アンケートから（肯定率：「できている」と「大得意」の割合の合計）。 「やさしさ」「あたたかさ」を発揮できる子に 二小の子はやさしい！ 「進んでありがとうをいうことができる」 児童肯定率88%！保護者肯定率82%！ 二小の子はあたたかい！ 「ばかばか言葉を選んで使うようになっている」 児童肯定率61%！保護者肯定率69%！ しかし一方で・・・ 「あいさつの元気がいいなあ。」 「おはよう」と進んで元気に言える子が少ないなあ。（地域のほうより） 「学級会で、進んで自分の意見を言っている」児童肯定率61%（少し高くなっていきます） 「やさしさ」「あたたかさ」が発揮されず、もったいない！ 自分から 流されず 自分を後押しするもの「自尊感情」「自己肯定感」を育てましょう！ ☆身近な人と体験を共有するとともに、感情を共有することを繰り返すことを通して、自尊感情は育まれる。（食事、家族の団らん、授業の中での伝え合い、読み聞かせ・・・） ☆自分の思い方はこれでいいんだとわかるようになり、自分を受け入れることができる。 ＜家庭＞ ○家庭学習を進めるチャンスに！ ・音読をせよ！感情を伝える。 ・できたこと子どもとともにも喜ぶ。 ○家族みんなで食事をする。 「一般常識の90%は食卓で得る」。 ○家の仕事、手伝い等の体験活動を通して、「ありがとう」を伝える。 - コミュニケーションの質を高めることを意識してみよう。 ＜学校＞ ○「～したい」が継続する授業。（教師肯定率86%！） ○チャレンジ学習のレベルアップ。 ○思考力・判断力・表現力の活用した授業。 ○「理由」を入れた話し合いをする。 ・多様な話し合い活動を経験。 「良かったこと」「できた感動」を友だちや教師とともに味わう体験。 ○「光の子」中心の思い、まつ運動。 ＜地域＞ ○交通安全やマナーの学習と実践で思いを交わすこと。 ・一人ひとりの共有。 ○読み聞かせ、クイズ活動や「クイズ」の協力一斉活動の共有。 ○地域行事への子どもたちの積極的な参加、一斉参加の推進。 【言葉による正しいしつけ】～「できていること」に目を向ける～ ☆正しいしつけ方：がんばった過程を見つけて、価値づける。「はめるおだて」を認識する。 「進んで宿題をいえるね。大切なことを覚えてきたね。」→「～できたね。」が大事！ ☆やる気を出す言葉：「○○さんならできるよ！」「○○さんなら大丈夫。」（期待を伝える） やる気を出す言葉：「問題あったら」「あなたにはわかりがたいよ。」 ・・・どうしても腹が立ったとき・・・「6秒がまん！」（怒りのピークは6秒間）	【自分のいいところは…】  データから成果と課題をまとめ、子どもたちの自己肯定感を育てるためには、家庭、学校、地域が連携することが大切だと考えた。読みやすくカラー版にして、保護者向けの啓発プリントを作成した。

4 実践のまとめ

○「友だちによさを認めてもらいたい」という気持ちの表れか、そうじを頑張る姿が増えてきた。教室だけでなく、職員室前の廊下や放送室前など担任の目が行き届きにくいところでも、めあてにしている「だまって」にとりくむ姿が見られるようになった。

○学校評価アンケートの結果が次のように出ている。

「すすんでありがとうと言っている」：児童肯定率 88% 保護者肯定率：86%

「ばかばか言葉をすすんで使うようにしている」：児童肯定率 86%

いずれも非常に高くなっている。特に、保護者肯定率が高いところは、家庭でもできているということであり評価できる。

△その反面、次のような結果も出ている。

「学級会ですすんで自分の意見を言っている」 児童肯定率 61%

「あいさつの元気がないなあ」

「すすんであいさつをしてくれる子が少ないなあ」という地域の方の声

これらのことから、「やさしさ、あたたかさが発揮されずもったいない」と感じた。

では、どうすればもっているよさを発揮できるのか。そのためには、周囲の状況に流されず自分から行動する「たくましさ」が必要だろう。少々の失敗は気にせず、困難を乗り越えようと前向きに行動するたくましさをも身につければ、子どもたちが本来もっているよさを発揮できるのではないかと考えた。

さらに、個人ポストのとりくみで本当に自尊感情・自己肯定感は育ったと言えるのかという疑問がわいてきた。「自分にはよいところがあると思うか」というような質問だけで自己肯定感は測ることができるのだろうか。今後はさらに詳しい内容のアンケートをとり、自尊感情を数値化することを検討している。

実践報告後の話合いから

- ・ いいところ見つけといった実践は多くの学校、学級でとりくまれていると思う。はじめは友だちの一面しか見られないこともあるかもしれないけれど、カードを色分けして気付きの視点を与えたのは友だちのよさを見る目を養うことにつながっていると思う。
- ・ この学校に限らず保護者への啓発はまだ課題があると思う。子どもたちの自尊感情を高める大切さ、だからこそとりくみであることを伝えながら連携がとれるのが理想的である。
- ・ いずれは、カードがなくても周りの人のよさに気付き合っていける社会につながっていくと思う。それが他人を認める、許す、受け入れるといった多様性を認めるということにつながっていく。
- ・ 教職員が自己肯定感をどう捉えて指導、支援にあたるかということも重要だと思う。自分の「よさ」だけでなく、うまくいかないところや直したいところ、変えたいところなどをひっくり返して自分自身を受け止めると捉えれば、子どもたちへの接し方もまた違ってくるのではないかと。

子どもの自己肯定感を高めるための実践

～子どもたちの真の居場所をつくる～

1 実践への思い・考え等

私の学級には、明るく元気な児童が多く、係活動や委員会活動など自分の仕事に責任をもってとりくみ、クラスや学年、学校のことを考えて行動することができる子がいる。しかしその一方で、自己中心的な発言や行動をとり、周りの友だちに迷惑をかけてしまったり、そのことが原因で友だちとトラブルになり人間関係で不安や悩みを抱えていたりする子もいる。

そこで、自己肯定感や自己有用感を高めるために「子どもたちの真の居場所をつくる」ということに重点を置き、子どもが安心できる居場所となる学級、学年づくりにとりくみたいと考えた。そのために、多様な考えを受け入れるやさしさと思いやりのある子どもたちを増やし、自分が何をすべきか考えて、周りに惑わされることなく責任をもち正しい行動をする子どもたちを育てていく必要があると考えた。

2 子どもの権利条約との関係性

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

子どもたちが自分のよさに気付き、自己肯定感を高めていくためには、周りの友だちが自分のことを受け止めてくれている安心感をもつことが大切であると考え、実践を行った。

3 実践の概

時系列	教師の働きかけ	子どもの姿等
4月～	1 帰りの会で「友だちへのありがとう」を伝える時間を毎日設定した。(学級)	・「昼休みに昇降口の掃除をしているときに〇〇君が手伝ってくれたのでうれしかった」という感謝の気持ちを伝え合うことで、友だちから認められる喜びを感じることができた。
6月	2 自分のよさについて学級の友だちにインタビューを行い、友だちから見た自分について客観的に捉えさせる活動を行った。(学級)	・活動当初は、子どもたちが自分のよさをなかなか見つけることができなかったが、友だちとの交流を通して、自分が感じていなかったよさを再発見することができた。
7月～	3 一人一役で学校行事や学年行事の実行委員を決め、終了時に、学年集会で一人一人のがんばりをお互いに認め合った。(学年)	・学級だけでなく、学年全体でお互いのよさや努力を認め合う雰囲気が子どもたち全体に広がった。また、子どもたちが自分の役割に責任をもち、行動する力を伸ばすことができた。

4 実践のまとめ

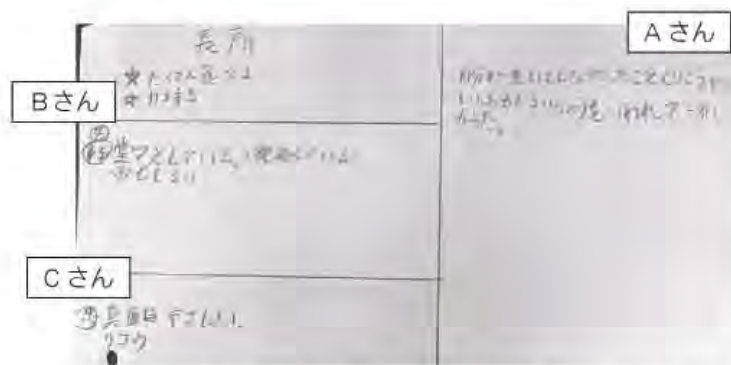
【成果】

- 1日を振り返り、友だちに感謝の気持ちを伝え合うことを続けることで、周りから認められている実感をもつことができ、自己肯定感を高めることにつながった。
- 自分のよさに気付く実践では、友だちとの交流を通して、今まで気付かなかった自分の姿を見つめることができ、自分に自信をもつことができるようになった。
- 学校や学年行事を運営する一人として、子どもたちが努力してきたことを学級だけでなく学年全体でも認め合う雰囲気を作り上げることができた。

【課題】

- △「友だちへのありがとう」を伝える活動では、毎日活動を継続することで、子どもたちの中でマンネリ化することもあり、紹介される子が偏ったりすることがあったりした。その場合は、教員が見つけた子どもたちのよさを伝える場面を意図的に設けた。

5 実践資料



BさんやCさんとの交流を通してAさんが気付いていなかったよさを再発見することができた。(実践2)



一人一役の活動での子どもたちよさや努力を広く伝えるために、活動の軌跡を学年掲示板に残した。(実践3)

実践報告後の話合いから

- ・「自分が受け入れてもらえる安心感がある」「本音を語ることができる」これらは、子どもたちが学校や教室に居場所を感じられるのに重要な要素だといえる。本音を語りすぎてしまう、トラブルになってしまうという話もあるということだが、それはまたその関係の中で、友だちとの距離感や関係づくりを学んだり、心から認め合ったり、アドバイスし合ったりすることで、自分を見つめられることになっていくと思う。
- ・友だちのよさや友だちに感謝の気持ちを伝え合う場は、お互いが認め合う、思い合う、ということが自己肯定感を高めることにつながる。きちんと伝え合いの場を確保できるのが望ましいし、マンネリ化ではなく、周りの人のいろいろな面に気付く姿勢、態度を育てていくことが重要になってくる。
- ・「一人一役」の活動は、行事だけではなくて、日頃の生活の中で自分が責任をもってやる必要があると意欲的に活動できるだろうし、やり遂げられる、認められる、助言を受けて成長できる、などという過程を通して自信を付けられることにつながると思う。

「相手に思いを伝えよう」非言語コミュニケーション力を高める実践 ～思いやりの心を育てる～

1 実践への思い・考え等

本校では、昨年度の学校評価の結果から、児童の「他者に対する思いやりの心」が十分に育っていないという課題が明らかになった。そこで今年度は、「やさしいいっぱい」な子を育むために構成的グループエンカウンターを学級活動や道徳の時間に位置付け、実践を行った。

本実践は、「他者との相互理解、意思疎通を図るために、いろいろな形で自分を表現する技能を養うこと」をねらいとしたものである。

コミュニケーションの手段という点、「言語」に注目することが多いと考えるが、言語だけでなく、身振り手振りといった非言語にも視点を当てる必要があると考えた。

実践では、言語、非言語を含めてコミュニケーション力を高める手立てを取り入れ、他者に対する思いやりの心を育みたい。

2 子どもの権利条約との関係性

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

本校の児童の実態から、「相手に自分の思いを伝えること」「人とかかわりから自分の良さを見つけること」を重視して、体験・参加型の学習を取り入れた。児童が、グループで考えたり、お互いに認め合ったりすることにより、実践力・問題解決力を高めることができるようにしたいと考える。

3 実践の概

時系列	教師の働きかけ	子どもの姿等
0分	1 本時の課題を知る。 ・自分を表現する力を高めよう。	・思っていることを上手に伝えられていない。
5分	2 2つのコミュニケーションを知る。 ・言葉によるコミュニケーション ・ジェスチャーによるコミュニケーション	・自分を表現する力を高めるにはどうしたらよいのだろうか。 ・思いを言葉で伝えるときに、視線や表情なども上手に取り入れていくと良さそうだ。
10分	3 問題場面をとらえ、2人組で演じてみよう。 …こんなことがありました。 今週の掃除当番はAさんのグループ。しかし、掃除の時間が半分過ぎても、Aさんが来る様子はない。リーダーのBさんはかんに怒っている。Aさんは昨日も遅れてきたので注意したばかりだ。掃除が終わるころ、Aさんがやってきた。そこでBさんは… ○Bさんが3つの立場（冷静に注意、怒りの感情をこめて、あまり感情を込めないで）で注意するときの視線、表情、身	・2人組（男女）で役割演技をする。Bさん役の児童は、3つの態度の違いが表れるようにする。

時系列	教師の働きかけ	子どもの姿等
20分	振り等を観察してみよう。	
30分	4 グループで話し合う。 5 話し合ったことを発表する。視線・表情・身振り等の大切さに気付くように問いかける。	・ やってみて、気づいたことを話し合う。 ・ 言葉だけでなく、気持ちを表すように表現することが大切だ。
40分	6 本時の活動の振り返りをする。	

4 実践のまとめ

【成果】

児童の振り返りには、非言語コミュニケーションを意識することの大切さに気付いた内容が多く見られた。普段から、非言語にも視点を当て、相手との関わりを考えていくことができるようにしたい。

【課題】

学年の発達段階を踏まえたとりくみを意図的に設定し、学校全体で指導・実践を継続していきたい。

5 実践資料等（児童の振り返り）

コミュニケーションは言葉だけでなく、表情や視線、身ぶり声などでも、コミュニケーションがとれることを始めてした。相手に気持ちを伝えることは意外と難かしかった。コミュニケーションをしっかりとすることは、とても大切なことだと思った。

とてもむずかしかったです。う、だんは、みんなに言葉で伝えていたので、こういう活動をして言葉の大切さを改めて実感しました。私は、そんな言葉を聞けない人や言葉がわからない人に「非言語コミュニケーション」はとても大切なことで、大人になっても大切なものだと思いました。なので、いやるような言葉や態度をしないように気を付けたいと思いました。

実践報告後の話合いから

- ・ 子どもたちに他者に対する思いやりが育っていない、という課題からの出発だったようだけれど、思いやりというのは、他者理解・他者との相互理解になるわけだから、コミュニケーション力を高めるといのは大事なことだと思った。
- ・ 非言語のコミュニケーションを扱った実践だった。コミュニケーションを言語によるものだけではない、と改めて考えることができる機会を計画立ててつくっていくのもよいことだと思った。表情や態度といった視覚から入ってくる情報は、とても大きいのだと思う。子どもたちの間で相手にそのつもりがなくても、「にらんできた」ともめごとになることも多々ある。非言語の表現のしかたでも誤解を生むことがあると学ぶことが大事だと思った。いじめの問題、発展を防ぐことも結びついて実践できそう。
- ・ 相手の非言語の部分に気付きあっていけることは、「顔色悪そうだよ」「調子悪いんじゃない」といった思いやりにつながっていくことになる。

一人の教員から見える外国人児童生徒に対する福祉

1 実践への思い・考え等

先輩教員が総合的な学習の時間で「福祉とは、全ての人が幸せに生きることができる環境を整えること」と説明するのを聞いて、私が福祉という概念を初めて理解することができたのを今でも覚えている。



本校の児童の実態から、「相手に自分の思いを伝えること」「人との関わりから自分の良さを見つけること」を重視して、体験・参加型の学習を取り入れた。児童が、グループで考えたり、お互いに認め合ったりすることにより、実践力・問題解決力を高めることができるようにしたいと考える。

2 子どもの権利条約との関係性

今回の実践では、外国籍の生徒の中でも学校生活への適応に苦労している生徒に対して、子どもの権利条約の観点から関わることで少しでも適応できるようにしてきた。

第3条 子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

【外国籍の子どもにとってもっともよいことを考えます。】

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

【外国籍の子どもの考えや悩みを聴くことが大切です。】

第28条 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校にすすみたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校

のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

【就学義務がなくても、教育を受ける権利はあります。】

第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

【日本の中では少数でも、大切にしていかななくてははいけません。】

3 実践の概要

(1) 校内でのとりくみ

本校では、各学級に3～4人程度の割合で外国人児童生徒が在籍している。学級編成時には、外国人児童生徒をできるだけ一緒にするほうが良いという意見も出てくるが、他の生徒との兼ね合いや学級担任による支援等を総合的に考慮して、どのクラスにもほぼ同じ生徒数になるように編成している。

本校では、外国籍担当教員が1名加配で配属しているため、その教員が中心となって一人一人の日本語力に合わせて授業における「取り出し」【資料1】や「入り込み」の計画を立てている。「取り出し」では、漢字の書き取りや教科書へのルビふりや音読を行っている。

【資料1】 ふれあい教室の時間割

	月	火	水	木	金
1	14 Aさん社				13 Gさん国 21 Oさん
2	14 Aさん国	13 Gさん国 13 Dさん 13 Eさん	11 Jさん国 11 Kさん 11 Cさん		
3	31 Bさん国	12 Hさん国	13 Dさん国 13 Eさん	12 Hさん国 12 Iさん 25 Nさん	11 Jさん国 11 Kさん
4	11 Cさん社	12 Iさん国	25 Lさん国 25 Mさん 25 Nさん	11 Cさん国	22 Pさん国 26 Qさん 31 Bさん
5	13 Dさん社 13 Eさん	11 Cさん国	14 Aさん国	13 Dさん国 13 Eさん	総合
6	36 Fさん国	総合		14 Aさん国	

ふれあい教室の生徒の感想

成果：教科書にルビをふることで、みんなと一緒に授業を受けた時にわかるからありがたい

課題：何度書いてもなかなか覚えられないので、あまり自分にとって役には立っていない

本校では、外国人児童生徒に対して長期休業中の課題などに関して軽減措置などはとっていない。日本語の意味があまり理解できていない児童生徒にとっては、提出物はかなりの負担になっており、提出期限内に提出できないことが多い。そこで、補習という形で教員が横について書き取りや問題集などの課題にとりくむことができるようにしている。また、漢字や計算や基本用語の基礎学力テストでは、何度も挑戦して必ず合格できるようにし、自信につなげている。

(2) 地域での取り組み

国際交流協会

- ・外国人家族にとってのコミュニティの場であり、相談できる場
- ・定期的にお菓子作りなどのイベントを開催
(外国人以外も参加して地域の日本人との交流の場となっている。)
- ・日本語の学習指導
- ・外国語講座(英会話、中国語、韓国語)

労働者福祉協議会

学校が地域と協力して関わっていくことも大切

市内の労働者福祉協議会が主催して学用品配布会を毎年行っている。これは、市内の労働組合に呼びかけて使わなくなった文房具や制服などを集めて配布している。市内の多くの外国人家族が訪れ、例えば小学校6年生が今度入学する中学校の制服をもとめて訪れたり、幼児を連れて家族がランドセルを貰っていったりしている。また、各学校単位で制服譲り合いの会なども行っている。

(3) 事例

Aさん

中学1年時、不登校気味だった学校生活から、普通科の進学校へと進学。

時系列	教師の働きかけ	子どもの姿等
中学1年 9月頃	担任が家庭訪問をし、子どもと話をする。 父親は少しだけ日本語が話せるが、母親は全く話せないの、子どもに通訳してもらう。いじめの有無や3年間の進路の見通しなどを伝える。何度も家庭訪問をしているうちに、母親が作ったお菓子などをふるまってくれるようになる。	・2学期初日から登校を渋り始める。 ・「学校へ行く元気がわからない」と話す。 ・担任と保護者の間に入り、通訳をしながらいじめが無いことや、日本で生活することへの不安や将来の見通しなどをみんなで話し合いながら、少しずつ登校ができるようになる。
中学1年 11月頃		・毎日、登校ができるようになる。

4 実践のまとめ

【成果】

子どもの権利条約の条項を意識して、子どもと保護者とコミュニケーションをとる。

今回の実践を通して最も大切だと感じたことは、子どもにとってもっともよいことを考えたり、親の考えを知ったりするためのコミュニケーションのとり方である。言葉が通じないことも多く、外国籍の子どもや保護者とは意思の疎通が難しい。裏を返せば相手もコミュニケーションをとりたくてもとり方がわからなかったり、とりづらかったりしている。また、日本で生活するということは、少数であるが故の不安な気持ちも大きいと考えられる。相手の考えや気持ちを丁寧にくみ取るだけでなく、あいさつをチャオと言ってみたり、相手の国の食べ物についての話をしてみたりするなど、相手の文化に少しでも触れていくことで信頼関係を築いていけると考えられる。

【課題】

学習面での支援体制を十分に整えられない。

学習面での遅れが、日本語の習得度によるものか、発達の問題によるものか判断が非常に難しい。提出物等に関して、他の生徒は出すが、外国籍の児童生徒は出さなくてもよいという措置は周りの理解が無ければなかなか難しい。教職員だけでなく生徒にも子どもの権利条約を浸透させていくことができれば寛容な環境を築くことができると思われる。

5 実践資料等



実践報告後の話合いから

- ・ 子どもの権利条約からしたら、どの子にも学ぶ権利がある。ただ、日本語が理解できない、外国籍でもあり発達障害を抱えている、日本の文化に慣れていなくて落ち着かない、保護者も含めた支援が必要（または家庭の協力が得られない）という子どもたちに十分な学習支援がなかなかできないのが実情である。
- ・ 学校生活になじめないから学校に行きたくないという外国籍の子どもが多い。言葉が理解できなくても、「学校は楽しい」とか「友達に会える」など、学校に行きたいと思える環境をつくっていくのが大事なのだと思う。小学生段階だとわりと友達となじんでしまうのが早いと感じる。特に中学校では周りにつなぐ支援が必要なのかもしれない。

子どもの権利条約推進委員会（2015～2016年度）

共同研究者：畠垣 智恵（静岡大学准教授）2015～2016

所 員：土屋 健作（賀茂支部）2015～2016 相原由紀江（田方支部）2015～2016
末吉 浩嗣（東豆支部）2015～2016 伊藤 大介（三島支部）2015～2016
篠原 俊哉（沼津支部）2015～2016 亀田 聡（駿東支部）2015～2016
高橋 一誠（富士支部）2015～2016 望月 翔平（静岡支部）2015～2016
堀江 世界（静清支部）2015～2016 原田 成介（志太支部）2015～2016
松浦 静治（榛原支部）2015～2016 鴻野 勇希（小笠支部）2015～2016
鎌田 輝美（磐周支部）2015 久保 渉（磐周支部）2016
小野 佳貴（浜松支部）2015 古橋 孝文（浜松支部）2016
佐藤 健一（湖西支部）2015～2016

研 究 所：所 長 大石 茂生 2015～2016
事 務 局 長 平柳有紀子 2015 山本 裕香 2016
事務局次長 野中 律宏 2015 小濱 伸哉 2016

子どもの権利条約が根づいた学校づくりをめざす実践事例集

編集・発行 静岡県教職員組合立教育研究所

子どもの権利条約推進委員会

〒420-0856

静岡市葵区駿府町1番12号 静岡県教育会館

発行者 教育研究所運営委員長 鈴木 伸昭

発行日 2017年 3月

MEMO

MEMO



静岡県教育事業団体全体でのサポート

～県内の児童・生徒、教職員の皆様に向けて～

小中学生国際交流体験団

協力：国際観光株式会社

- 20年にわたり、延べ3,000人以上の小中学生をカナダ・オーストラリアへ
- ホームステイ・地元学校への授業参加でグローバル教育の充実へ



小中学生国際交流体験団

教育講演会

- 24会場 10,781人の出席（平成27年）
- 小・中・高校の先生がた、教育関係者の知識と教養の向上をサポート



教育講演会

静岡県教職員芸術祭

事務局：静岡県教職員組合内

- 教職員・退職教職員の文化活動の振興をめざして

一般財団法人 静岡県教職員互助組合

生活に安心・元気・うるおいを！

経済支援 給付・貸付事業 **健康支援** 健康診断

生きがい支援 福祉・文化 公益・相談事業

ライフプランの応援団

静岡市葵区駿府町 1-12 静岡県教育会館 2F TEL 054-254-3626
互助組合ホームページへは、[こじょ丸](http://www.kyousyokuin-seikyo.com/) で検索

静岡県教職員生活協同組合

「教育研究助成」「自作教材・教具制作助成」を通して教職員生活は教育活動を支えます。

チラシ・カタログによる自主供給と組織供給を主体とし、巡回供給、ガソリン供給、マンション、指定店など教職員のみなさまの生活をサポートしています。

静岡市駿河区登呂 6-14-27 TEL 054-282-2140
HP <http://www.kyousyokuin-seikyo.com/>

静岡県学校生活協同組合連合会

STC 安心・安全な教材教具を通して学生協は子どもの未来を支えます。

静岡県内の各地区学生協と連携して学用品を企画開発し、供給しています。



静岡市駿河区登呂 6-14-27 TEL 054-282-2166
HP <http://www.kyousyokuin-seikyo.com/>

一般社団法人 静岡県出版文化会

教育活動を支援する教育文化事業や子どもたちの学習活動を支える図書教材研究事業を行っています。県内各地から、毎年多くの先生がたが同事業に参加しています。

夏休み子ども学習電話相談室



静岡市葵区駿府町 1-12 静岡県教育会館 3F TEL 054-255-4451
HP <http://www.syutubun.com/>

静岡県教育事業団体連絡会

教育と生活をサポート

私たち
教育事業団体は
みなさまの
サポーターです

公益財団法人 日本教育公務員弘済会静岡支部



教育振興（奨学・教育研究助成・教育文化）、福祉、共済（提携保険）の各事業で子どもたち、先生がた、保護者のみなさまの教育・研究活動を支援するとともに先生がたの生涯の安心をお届けしています。



静岡市葵区駿府町 1-12 静岡県教育会館 4F TEL 054-205-5130

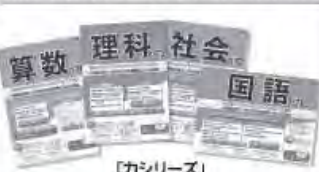


株式会社 静岡教育出版社

環境・体にやさしい教材づくり

「静岡県産」の図書教材をお届けします！！

静岡県の先生方が、静岡県の児童生徒のために作成した図書教材



「カシ리즈」



「学習診断シリーズ」

静岡市駿河区曲金 5-5-38 TEL 054-281-8870
HP <http://www.shizedpu.co.jp/>



KOKUSAI

国際観光株式会社

学ぶ心を広げる価値ある修学旅行の推進

弊社では修学旅行の安全対策と共に学校教育目標・重点目標を大切にしたい社員教育を行い、魅力ある教育旅行を提供しています。



本社：静岡市葵区伝馬町 6-18 109ビル 5F TEL 054-251-7220
HP <http://www.kokusai-kanko.co.jp/>

<http://www.stu.jp/>

最後までお読みいただきありがとうございました。この所報をお読みになったご意見・ご感想をお聞かせください。皆さんからいただいたご意見・ご感想は、今後の研究活動や成果発信に生かします。

STU Institute of Educational Research
静岡県教職員組合立教育研究所

FAX: 054-255-5110

Mail: sier@stu.or.jp (ご意見専用研究所メールアドレス)

